

厚生文教常任委員会

令和5年12月12日

葛城市議会

厚生文教常任委員会

1. 開会及び閉会 令和5年12月12日(火) 午前9時32分 開会
午後5時02分 閉会

2. 場 所 葛城市役所 新庄庁舎 第1委員会室

3. 出席した委員

委員長	藤井本	浩
副委員長	柴田	三乃
委員	坂本	剛司
〃	杉本	訓規
〃	梨本	洪珪
〃	松林	謙司
〃	増田	順弘

欠席した委員 なし

4. 委員以外の出席議員

議長	川村	優子
議員	西川	善浩
〃	横井	晶行
〃	吉村	始
〃	奥本	佳史
〃	谷原	一安

5. 委員会条例第19条の規定により、説明のため出席した者の職氏名

市長	阿古	和彦
副市長	東	錦也
教育長	椿本	剛也
市民生活部長	前村	芳安
市民窓口課長	森本	欣樹
総合窓口課長	芳仲	栄治
クリーンセンター所長	石橋	和佳
保健福祉部長	森井	敏英
社会福祉課長	山岡	邦啓
地域包括支援課長	西川	賢
こども未来創造部長	中井	智恵
こども未来課長	西川	修

〃	補佐	駒井康人
教育部長		井上理恵
教育部理事		葛本章子
学校教育課長		西川直孝
〃	補佐	新家香代
体育振興課長		竹本淳逸
〃	補佐	西井満良
上下水道部長		井邑陽一
水道課長		福森伸好
〃	補佐	稲田恭一
〃	補佐	増田智宏
〃	補佐	西川基之

6. 職務のため出席した者の職氏名

事務局長		板橋行則
書記		新澤明子
〃		神橋秀幸
〃		福原有美

7. 付議事件（付託議案の審査）

議第73号 葛城市印鑑条例の一部を改正することについて

議第83号 葛城市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正することについて

議第82号 葛城市福祉総合ステーション条例の一部を改正することについて

請願第1号 加齢性難聴者の補聴器購入に対する公的補助制度の創設を求める請願について

請願第2号 家族介護支援事業（紙おむつ支給）の支給条件を緩和することを求める請願について

調査案件（所管事項の調査）

- (1) クリーンセンターリサイクル施設運転管理及び資源ごみ収集運搬処理委託業務に係る最高裁判所の決定について
- (2) 水道事業に関する事項について
- (3) 就学前児童の保育と教育に関する事項について
- (4) 市民体育祭の総括に関する事項について
- (5) 学校区に関する事項について

開 会 午前9時32分

藤井本委員長 ただいまの出席委員は7名で、定足数に達しておりますので、これより厚生文教常任委員会を開会いたします。

皆さん、おはようございます。11月に役員改選がございまして、それ以降、初めての委員会と云うていいんか、議論をする場と今回なったわけです。国のほうでもいろいろな問題、今テレビで中継されています。奈良県では一昨日ですか、奈良マラソンが行われた。そういう時期でもございます。今日は12月12日、いちにいちにということで、前を向いた活発なご意見を賜りますことをお願いして、私の挨拶とさせていただきます。

委員外議員の紹介をいたします。谷原議員、奥本議員、吉村議員、横井議員。

発言される場合は必ず挙手をいただき、指名をいたしますので、マイクの発言ボタンを押し、赤いランプが点灯しているのを確認してからご起立をいただいて、マイクを近づけて発言されるようお願いをいたします。

葛城市議会では、マスクの着用につきましては個人の意思に委ねられております。マスクを着用したままの発言についても認めておりますので、ご承知おきください。

また、会議出席者のタブレット端末等の情報通信機器の使用を認めておりますので、ご承知おき願います。

それでは、ただいまより本委員会に付託されました付議事件の議事に入ります。

初めに、議第73号、葛城市印鑑条例の一部を改正することについてを議題といたします。本件につきまして、提案者の内容説明を求めます。

前村部長。

前村市民生活部長 皆様、おはようございます。市民生活部の前村でございます。

上程いただいております議第73号、葛城市印鑑条例の一部を改正することについてご説明申し上げますので、よろしくお願いたします。

議案書の2ページと3ページでございます。印鑑登録証明書は、庁舎窓口で印鑑登録証または個人番号カード、マイナンバーカードを添えて申請いただくほか、全国のコンビニ等に設置された多機能端末機（マルチコピー機）でも、個人番号カードに登載されている利用者証明用電子証明書を用いて取得できるようになっておりますが、このたび、電子署名等に係る地方公共団体情報システム機構の認証業務に関する法律の一部改正に伴い、個人番号カードの電子証明書機能を移動端末設備であるスマートフォンに搭載することができるようになりました。コンビニ等においては今後、この電子証明書機能を搭載したスマートフォンのみで印鑑登録証明書の取得が可能になるよう改正するものでございます。

新旧対照表をお願いします。表面1ページ、印鑑登録証明書の交付について規定する第12条第2項でございます。これまでは裏面2ページの多機能端末機による印鑑登録証明書の交付についての規定であります第16条中で規定しておりました、第16条の左側2行目でございますが、登録者は、この点の後の部分でございます。個人番号カードに記録されている利用者証明用電子証明書、この括弧の中の部分です、法律第22条第1項に規定する利用者証明用電子証明書。この部分をこのたび、表面を見てください右側、改正後の第12条第2

項、赤い文字の3行目、括弧閉じるのところでございますけれども、第22条第1項に規定する個人番号カード用利用者証明用電子証明書に改めた上でこちらに持ってまいります。そして第16条は、個人番号カードを所持する登録者は多機能端末機を利用して印鑑登録証明書の交付を申請し、その交付を受けることができると改めるものでございます。

附則として、この条例は公布の日から施行するとさせていただくものでございます。

よろしくご審査賜りますようお願い申し上げます。

藤井本委員長 ただいま説明願いましたが、本件に対する質疑に入ります。

質疑ありませんか。

杉本委員。

杉本委員 よろしく願いいたします。もうちょっと詳しくというか、易しくというか、今マイナンバーカードを持っておられる方が対象で、スマホに何をどう登録する。ほんで、この新旧対照表の個人番号カード用利用者証明用電子証明書というのが、スマホの中に入れて使えるということですか。もうちょっとその辺を詳しく。ほんでそれをどこでどうやったらこれから使えるというのを言っていたかないと、この条例だけ変わっても、それはやっていただいていると思うんですけども、その辺をもうちょっと詳しく教えていただけたらなと思います。

藤井本委員長 森本市民窓口課長。

森本市民窓口課長 おはようございます。市民窓口課の森本でございます。よろしくお願いいたします。

まずスマホ用電子証明書について、概要というんですか、その辺を説明させていただきまします。マイナンバーカードのICチップに格納されております電子証明書を使いまして、スマホに新たにスマホ用の電子証明書を搭載するサービスになっておりまして、マイナンバーカードがなくても、スマホだけで安全・便利に官民の様々なオンラインサービスを楽しむことが可能になるものであり、国民の利便性を高めるものとして、今、一部のスマートフォンに電子証明書の搭載が可能となっております。

その利用の方法といたしまして、ご自身で申請いただく必要があり、マイナポータルから申請を行います。利用に同意された上で署名用の電子証明書、利用者証明用の電子証明書の暗証番号の入力とマイナンバーカードの読み取りが必要となっております。

以上です。

藤井本委員長 ほかに質疑ないですか。

松林委員。

松林委員 現行は、マイナンバーカードをコンビニに持って行って書類を取得するということがなんやけども、今お聞きした話では要するに携帯ですね、 아이폰とかアンドロイドとか、そこにアプリを入れて、コンビニに行くときはマイナンバーカードが要らずに携帯を持って行って申請できるということですね。そういうことで、そういう解釈でいいんですね。

ほんで現行、マイナンバーカードで取得できる証明書いうたら住民票の写しと、それから印鑑登録証明書、この2種類だけやと思うんですけども、携帯で取得できる書類というのは印鑑登録証明書だけなんですか。どうでしょうか。

藤井本委員長 森本課長。

森本市民窓口課長 市民窓口課の森本でございます。

取得につきましては、住民票も取得が可能です。今回、条例改正に当たりましては、住民票についてはもともとコンビニ交付について条例で規定する必要がないということですので、今回の改正にも入っておりません。

藤井本委員長 松林委員。

松林委員 要するに、条例に規定する必要がないから、ここには取れるけども規定してないということですね。了解です。

藤井本委員長 ほかに質疑ないですか。

坂本委員。

坂本委員 お願いします。私はマイナンバーカードを持っているんですけども使ったことがないので、よく分からないところもあるんですけども、今まで印鑑登録証明書、市役所の窓口で取る場合は、代理人が行って、印鑑登録カードを出して取ることができました。今回、スマホで登録してコンビニでできるということですけども、今度は代理人はそれは使えないと。代わりに行っても、番号の入力が要るんですかね。使えないということになっているんですね。ちょっと確認しときます。

藤井本委員長 森本課長。

森本市民窓口課長 市民窓口課の森本でございます。

本人確認といたしまして暗証番号の入力が必要となってまいりますので、それで本人の確認をされているという形になっております。

藤井本委員長 坂本委員。

坂本委員 ということは、例えば家族の者に、暗証番号は何番やでということ伝えて、コンビニで取ってもらうということも可能だということになるわけですか。

藤井本委員長 森本課長。

森本市民窓口課長 技術的には可能だとは思いますが。

藤井本委員長 坂本委員。

坂本委員 それはやっていいのか。

藤井本委員長 3回目になりますけども、これで終わりですよ。特別に認めます。

森本市民窓口課長 私どもとしてはやっていいとは言えない立場でございますので、本人が利用されているという前提でのことでございます。

藤井本委員長 ほかに質疑ないですか。

増田委員。

増田委員 中途半端に終わったので、原則論を言うてください、駄目やとか。本人以外は駄目ですよというふうに決まったんのか、暗証番号を教えたら他人でも利用できるというんか、そのところ、法的なものもございますので。

藤井本委員長 森本課長。

森本市民窓口課長 申し訳ございません。こちら、本人だけということですのでよろしくお願いします。

藤井本委員長 ほかに質疑ないですか。

柴田副委員長。

柴田副委員長 よろしくお願ひします。市民の方に周知されると思うんですけども、周知の方法を教えていただけますでしょうか。

藤井本委員長 森本課長。

森本市民窓口課長 市民窓口課の森本でございます。

こちらのほうのサービスにつきましては、まずは今年の12月20日から東京都の一部のコンビニでサービスが開始になる予定でございます。その他の地域につきましては、令和6年の1月22日以後に順次という形になっておりますので、その時点で今後、広報なりホームページで啓発を行っていきたくと考えております。

藤井本委員長 柴田副委員長。

柴田副委員長 ありがとうございます。今、電子証明書の搭載サービスってどんどん多分増えていくのかなというふうに思うんですけども、既に始まっているものもあるのかなと思っているんですけど、既に始まっているものって何があるか、教えていただけますでしょうか。

藤井本委員長 森本課長。

森本市民窓口課長 市民窓口課の森本でございます。

まずは、保険証としての利用が既にできるようになっております。ほかには、図書館の図書カードとしての利用もされております。あと、転入・転出のときのオンライン申請というんですかね、そういうのもできるようになっております。

藤井本委員長 柴田副委員長。

柴田副委員長 ありがとうございます。いろいろ、今あるものもあるし、これからも増えてくるものもあると思うので、どこかの時点でまとめて一度市民の方に、こういうことができますよということもお伝えしていただけたらと思います。

藤井本委員長 ほかに質疑ないですか。

(「なし」の声あり)

藤井本委員長 質疑ないので、質疑を終結いたします。

議員間討議を希望される方はおられませんか。

(「なし」の声あり)

藤井本委員長 ないようであれば、これより討論に入ります。

討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

藤井本委員長 討論ないので、討論を終結いたします。

これより議第73号議案を採決します。

本案を原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

藤井本委員長 ご異議なしと認めます。よって、議第73号は原案のとおり可決することに決定をいたしました。

次に、議第83号、葛城市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基

準を定める条例の一部を改正することについてを議題といたします。

本件につき提案者の内容説明を求めます。

中井こども未来創造部長。

中井こども未来創造部長 おはようございます。こども未来創造部、中井でございます。よろしくお願いいたします。

議第83号、葛城市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正することについてのご説明をさせていただきます。議案書のほうは30ページと31ページでございます。

一部改正の内容は、国の、就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律の改正に伴いまして、引用している条項等が整理されました。これを受けまして、本条例につきましても所要の改正を行うものでございます。

具体的な改正の内容につきましては、お手元の新旧対照表でご説明申し上げます。

新旧対照表の1ページをご覧ください。第15条第2項におきまして、認定こども園についての規定を定めた認定こども園法、こちらは先ほどの就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律のことでございます。この一部が改正されまして、認定こども園法の第3条中、第10項が削除され、第11項が第10項となったために項ずれが生じたための改正でございます。削除されました認定こども園法第3条第10項の内容につきましては、指定都市等が認定または認可に係る手続の効率化と事務負担の軽減を図る観点から、事前協議を事前通知にみなすとされた部分でございますが、指定都市及び中核市を対象としているため、市に影響がない部分となっております。

続きまして2ページをご覧ください。2ページの第36条第3項につきましては、内閣府令、特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業並びに特定子ども・子育て支援施設等の運営に関する基準における特別利用保育の基準について定めた第35条につきまして、規定の文言整理がされたことに伴いまして、市の基準におけます特別利用保育の基準、第36条第3項につきましても、正当な理由のない提供の拒否の禁止等を定めております第6条を準用するに当たりまして、特定教育・保育施設（認定こども園又は幼稚園に限る。）の文言を特定教育・保育施設（特別利用教育を提供している施設に限る。）と読み替えるための改正を行うものでございます。

公布の日からの施行となります。

以上でございます。ご審議賜りますようよろしくお願いいたします。

藤井本委員長 ただいま説明願いましたが、本案に対する質疑に入ります。

質疑はないですか。

松林委員。

松林委員 この条例改正というのは、就学前の子どもに関する教育、保育の総合的な提供に関する法律の一部を改正されて文言が変わったということですよ。けれども、これだけではあんまりイメージ的に何が違ってどうなったんかよう分かりませんので、簡単で結構なので、この法律が一部どのように変わったのかということと、そして、特定教育・保育施設（認定こども

園又は幼稚園に限る。以下この項について同じ。)、これ、2ページに書いてあるんですけどね。特定教育・保育施設（特別利用教育を提供している施設に限る。以下この項において同じ。）とするということやと思うんですけども、ここらをもうちよつと分かりよいように説明をお願い申し上げます。

藤井本委員長 こども未来課、西川課長。

西川こども未来課長 こども未来課、西川でございます。よろしくお願いいたします。

まず最初のご質問でございます。内閣府令のほうになります。就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律、通称、認定こども園法と呼ばれておりますが、具体的に簡単にご説明させていただきます。

改正の内容ですけれども、これまで我々の市には影響のないところでございますが、指定都市と中核市を対象とした改正の内容になっております。指定都市及び中核市の長が認定こども園の認定または許可をしようとするときは、都道府県知事への事前協議が必要とされ、また、認定または認可後に改めて申請書の写し等、書類を送付するという手順の重複が生じておりました。これを認定または認可に係る手順の効率化、事務の効率化でございます。事務の効率化と事務の負担の軽減を図るという観点から、国のほうで事前協議を事前通知というふうに改めたことによりまして、このような改正が起こっております。

2点目でございます。特定教育・保育施設等のほうでございますが、こちらも基準となります。内閣府令のほうで、従前に、この中で第35条というものがございまして。この第35条第3項という部分でございますが、こちらは既に読替が国のほうで行われてはおりますが、第35条で読替の規定が行われていたにもかかわらず、第36条では読替が行われていなかったということで、そのバランスを考慮するために読替の規定を追加するという国から通知が来ておりますので、それに従って市のほうの条例も改正させていただくものでございます。

よろしくお願いいたします。

藤井本委員長 松林委員。

松林委員 大体分かりましたけど、第35条では読替はできていたけども、第36条では読替ができていなかったんで、このように文言の改正を行ったということですか。大体分かりました。

藤井本委員長 ほかに質疑ないですか。

（「なし」の声あり）

藤井本委員長 質疑ないようですので、質疑を終結いたします。

議員間討議を希望される方はございませんか。

（「なし」の声あり）

藤井本委員長 ないようですので、これより討論に入ります。

討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

藤井本委員長 討論ないようですので、討論を終結いたします。

これより議第83号議案を採決いたします。

本案を原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

藤井本委員長 ご異議なしと認めます。よって、議第83号は原案のとおり可決することに決定をいたしました。

次に、議第82号、葛城市福祉総合ステーション条例の一部を改正することについてを議題といたします。

本案につき、提案者の説明を求めます。

森井保健福祉部長。

森井保健福祉部長 保健福祉部の森井でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

ただいま議題となりました議第82号、葛城市福祉総合ステーション条例の一部を改正することについてご説明申し上げます。議案書は28ページから29ページでございます。

本案につきましては、葛城市福祉総合ステーションで指定管理者が施設を管理する場合において、施設を利用した際の使用料は、地方自治法第244条の2では利用料金を収受させることができると定められております。これまでの葛城市福祉総合ステーション条例では、第10条で使用料は指定管理者の収入として収受すると定めることで、利用料金として収受するものと解釈しておりましたが、指定管理者制度を利用する他の施設の条文に合わせるとともに、第10条の使用料及び第15条の読替について文言整理を行い、その旨を明確に示すために本条例を改正するものであります。

それでは、お手元の新旧対照表でご説明させていただきます。

1 ページ目をお願いいたします。第4条で定めております指定管理者が行う業務(3)使用料の徴収に関する業務を利用料金の徴収に関する業務に改正。第10条の使用料では、4ページでございます施設の使用料を定める別表について、利用料金とする文言整理を行うものでございます。

2 ページをお願いします。第15条の読替では、市の歳入となる使用料と指定管理者の収入として収受する利用料金を明確にするための文言を追加でございます。

施行期日は公布の日でございます。

以上でございます。ご審議賜りますようよろしくお願いいたします。

藤井本委員長 ただいま説明願いましたが、本案に対する質疑に入ります。

質疑ないですか。

坂本委員。

坂本委員 この新旧対照表を見ると、使用料という言い方を利用料金に変えるだけみたいな印象を受けるんですけども、単にそれだけの違いなんでしょうか。ほんで、一番最後の4ページ、5ページとかには使用料の区分というような、それで使用料は老人、大人、小人というような表になっていますけれども、これは利用料金というふうに変えられるということになるのでしょうか。単純な質問ですけども。

藤井本委員長 山岡社会福祉課長。

山岡社会福祉課長 社会福祉課の山岡でございます。おはようございます。どうぞよろしくお願いいたします。

たします。

ただいまの質問でございます。今回の文言の修正につきましては、市が直営で行う場合、また指定管理者で行う場合というところで、市が直営で行いまして、いわゆる公の施設の利用の対価として市の収入になるものについては使用料になると。逆に、指定管理者の収入とさせるものについては利用料金というような形で、同じ性質のものなんですけども、どちらで管理していくかによって文言が違うような形になるといったような形で、どちらでしているかということによって文言の整理をさせていただくというようなところでの改正ということになっております。

よろしく願いいたします。

藤井本委員長 坂本委員。

坂本委員 では、今まで使用料というふうな使い方をされていたわけで、ということは、今までは市の収入と考えていたということになるんですか。それで、今後は利用料金に変わるから、指定管理者の社会福祉協議会の収入になるというふうに変わるということになるんでしょうか。それで、先ほど言いました使用料の区分とか、ここに書いていますけど、これは利用料金に変わるということになるんでしょうか。ちょっとお願いします。

藤井本委員長 社会福祉課長。

山岡社会福祉課長 ただいまの質問でございます。条例第10条のところに、今、部長のほうからも説明があったんですけども、使用料は、指定管理者の収入として収受するものとするというような文言がある中で、この使用料というものは我々のほうでは地方自治法に定められていますように、利用料金というような形で解釈をして、指定管理者の収入として収受をさせていただいていたんですけども、その解釈のところでやはり文言の修正が必要であろうというところで、今回上げさせていただいたと。市が直営でするものであればそうなんですけども、あくまでも指定管理者がするものについては、使用料という文言になっていますけども、そういう解釈の中で我々のほうでは指定管理者の収入とさせていただいているというようなところがございます。

以上でございます。

藤井本委員長 坂本委員。

坂本委員 分かりました。では、指定管理者の社会福祉協議会の収入に充ててもらって、業績を上げてもらいたいと思いますので、以上でございます。

藤井本委員長 今の説明とやり取りだけでは誤解を招く可能性があるので、これは条例改正をするけども、今までのお金の動きと変わらないわけでしょう。変わらないけども、いわゆる葛城市全体のほかの施設等とも合わせた上で、条例をきちんとしておきたいという話でしょう。ここをもうちょっと分かりやすく説明してください。今まではこうやったけどもこれからこう変わんねんという、お金の流れは変わらないわけやから。

森井部長。

森井保健福祉部長 ありがとうございます。ただいま委員長のほうからご説明いただきましたように、今現在行っている方法とこれからの条例改正後に行う方法は変わるのかということござい

ますが、これについては変わりません。今回、条例を変えるというのは文言を整理している内容でございます。従来から使用料に当たる部分を、指定管理者は利用料金として徴収、收受しているということになっております。条文の中にそれをはっきりと明白に書いてないということを、今回、文言整理をして記載したものでございます。そういったことから、今回の文言整理という形で説明させていただいている内容は、実際の社会福祉協議会のほうでやっていた指定管理者と葛城市との関係、この条文、今回の改正によって変わるものではないということになります。

以上でございます。

藤井本委員長 今、部長から実態というのかな、現実のところをお話いただいたと思うんですけども、まだ質疑ないですか。

杉本委員。

杉本委員 今の説明でこれに関しては分かるんですけど、僕、こういうのをいつも思うんですけど、結構細かいことやと思うんです。こういうのって誰が見つけるといいうか、どういった方法で変えていこうとなったんでしょうかね。何か不具合があったんかなとも思いながら聞いていたんですけど、そうでもなさそうかなと思うんですけども。こういうのはどうやって見つけるというか、こうしていこうという第一発見者といいますか。細かいんですけど、こういうのって、言うたら悪いですけど、ずっと間違っていたじゃないですけど正すんだから、あまりよくなかったんでしょう。それを今見つけた。見つけると言うたら言い方が悪いですけども、書類とかでもそうやと思うんですけども、1回出したやつが後からまた間違えましたって、間違いを見つけた人はすごいなと思うんですけど、その辺答えたらお願いします。

藤井本委員長 森井部長。

森井保健福祉部長 ありがとうございます。今回のこの改正につきましては、一般質問の中でも指定管理者制度の質問をいただいているときに、使用料と利用料金の関係をご説明していたつもりなんです。先ほども申しましたように第10条の使用料は、指定管理者の収入として収受するということで定めているということは利用料金として解釈できるものなんです。今回議論の中で使用料と利用料金、そこをきちっと分けて説明する必要があったにもかかわらず、条例がこういうふうな形になっているということから、私どもとしましては今後の説明をする上でこの部分を明白にして、前回の指定管理者制度の議論のときの部分、理解してもらいやすくするために対応させていただいたところでございます。

藤井本委員長 ほかに。

松林委員。

松林委員 使用料と利用料金。使用料というのは市の直接歳入で、ほんで、使用に際しての管理業務の必要経費、ここらはやはり市が全額負担すると思うんですけども、必要経費ですね、使用した場合の。ほんで、利用料金というのは指定管理者のほうに入って、その必要経費というのはどちらが支払うことになる、出すんですかね。

藤井本委員長 山岡課長。

山岡社会福祉課長 社会福祉課の山岡でございます。

ただいまの指定管理料と利用料金の関係性というようなところになるかと思うんですけども、あくまでも指定管理委託料については利用料金を差し引いたお金で指定管理料をお支払いさせていただいているというところで、指定管理料の中から利用料金を引いた部分を指定管理料としてお支払いしているというような形になっております。

以上でございます。

藤井本委員長 松林委員。

松林委員 利用料金の一部がやっぱり必要経費の部分に充てられるということで、了解しました。

藤井本委員長 ほかに質疑ないですか。

増田委員。

増田委員 福祉総合ステーションでこういう使用料、利用料金の表現の間違いと言えれば間違いですけども、改正すると。これ、指定管理に関しては道の駅と、それからウェルネス新庄、3つございますけれども、これを機会にほかの指定管理、ここの部署じゃないところもあるので、副市長か市長に答えてもらわなあかんかもわからんけど、関連する指定管理施設の使用料、利用料金の適正表現が、ほかも同じように適正に表現されているのかという確認はされているでしょうか。

藤井本委員長 森井部長。

森井保健福祉部長 保健福祉部の森井でございます。

まず、ただいまご質問いただいた内容の中で、間違いというご表現があったと思います。私どもはあくまで第10条の中で利用料金として収受するものと解釈しておりますが、この部分自体は間違いではございませんので、その点だけご訂正のほうをよろしく願いいたします。

以上です。

藤井本委員長 今の増田委員の質問は、ここだけにとどまらず、指定管理のところ、ほかも見直したのかという質問でしたので、全体になります。

副市長、お願いできますか。

東 副市長 東でございます。よろしく願いいたします。

ほかの施設も見たのかという増田委員のお問いであったかというふうに思うわけですが、今上程させてもらっておりますのは福祉総合ステーションのほうですけども、ほかに関しましては担当の方では見ておりますけれども、正確に今見直したのかと問われますとそうではなく、今後そういったことがないかというのは見ていかなければならないのかなというふうに思っております。

以上でございます。

藤井本委員長 増田委員。

増田委員 これを機会に総点検といいますか、ほかの施設も確認していただくようお願い申し上げます。

藤井本委員長 ほかに質疑ないですか。

(「なし」の声あり)

藤井本委員長 質疑ないようですので、質疑を終結いたします。

議員間討議を希望される方はいますか。

(「なし」の声あり)

藤井本委員長 ないようであれば、これより討論に入ります。

討論はないですか。

(「なし」の声あり)

藤井本委員長 討論ないようですので、討論を終結いたします。

これより議第82号議案を採決いたします。

本案を原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

藤井本委員長 ご異議なしと認めます。よって、議第82号は原案のとおり可決することに決定いたしました。

ここで、暫時休憩いたします。再開を午前10時30分とします。

休 憩 午前10時12分

再 開 午前10時30分

藤井本委員長 休憩前に引き続き、会議を再開いたします。

次に、請願第1号、加齢性難聴者の補聴器購入に対する公的補助制度の創設を求める請願についてを議題といたします。

本請願の紹介議員であります谷原議員に出席をいただいておりますので、請願の主旨・概要について説明していただきたいと思っております。谷原議員、よろしくお願いいたします。

谷原議員。

谷原議員 よろしく申し上げます。

それでは、請願第1号、お手元に請願文書表があると思っておりますが、その請願主旨及び項目をまず読み上げさせていただいてから、若干、補足説明をしたいと考えています。

それでは、請願の主旨からご説明します。読み上げます。

少子高齢化の社会においては、高齢者の社会参加がこれまで以上に活発にならなければいけないと考えている。しかし、高齢者の加齢性難聴による機能の低下は、日常生活が不便になりコミュニケーションを困難にするなど、生活の質を落とす要因となり、鬱や認知症の危険因子となっている。

2020年6月の全国市長会では、介護保険制度の提言の中で、加齢性難聴者の補聴器購入に対する補助制度を創設することを採択し、国に要望している。さらに2021年3月の大都市高齢者福祉・高齢者医療主幹課長会議でも、国に公的補助制度の創設を要望している。

日本の難聴率は欧米諸国と大差はありませんが、既に補聴器購入に対しての公的補助制度がほぼ確立している欧米諸国に比べて極めて低く、2022年に日本補聴器工業会が行った補聴器普及率の各国比較調査によると、イギリス53%、フランス46%、ドイツ41%、韓国37%となっている。それに比べて、日本では15%にすぎない。

日本の普及率の低さは、補聴器価格が片耳当たりおおむね10万円から30万円の高額で、保険適用がなく、全額自己負担という実態が原因として考えられる。補聴器を利用することによって、高齢になっても生活の質を落とさず、心身ともに健やかに過ごすことができ、認知症の予防、ひいては健康寿命の延伸、医療費の抑制にもつながる。そういった理由から、次の事項について請願する。

請願項目、1、国に対して加齢性難聴者の補聴器購入に対する公的補助制度の創設を要望すること。

2、加齢性難聴者の補聴器購入に対する葛城市独自の公的補助制度を創設すること。

以上であります。

補足をしときます。全国市長会議は、今年6月7日、第93回として開かれておりますけれども、そこに高齢者福祉施策に関する提言ということの5番目に、次のように言っております。後期高齢者や障害区分に限らず、加齢性難聴者等の軽・中等度難聴者の補聴器購入に対する補助制度を創設することとなっております。つまり、毎年のように全国市長会議でもこの提言書を決議して国のほうに届けていると。私も調べましたけれども、こうした動きは、実は認知症と加齢性難聴者の関係に関する研究が国の機関で行われて、その国の機関において難聴と認知機能低下との強い関連を見いだしたことが紹介されたと。そのことから大きな取組になってきているというふうに、私も調べて、そういうことが背景にあるということが分かりました。

もの忘れセンターというホームページがありまして、これは国立長寿医療研究センターでもの忘れセンターの副センター長が研究されて、論文がホームページにも出ておりますが、ここでポイントとして次のように研究結果を書いているんですね。「海外の研究から、難聴は認知症の危険因子であることがわかってきました。私たちも、難聴や認知機能との関連について地域住民を対象に調査しました。地域在住高齢者では、難聴があると認知機能低下の合併が1.6倍多いことが明らかになりました。日本では、補聴器の使用率が海外よりも低い傾向でした」と。今、主旨にあったとおりであります。これはそれぞれの大学、あるいは地域の福祉団体との協力でそういう調査が行われたようですけれども、これを基にいろんなところで加齢性難聴に対する補聴器の補助をお願いしたいと、いろんな団体が言い始めていると。

ちなみに最も進んでいるのは新潟県でありまして、新潟県では全ての市町村で加齢性難聴に対する軽・中等度の補聴器の補助を行っている。それは調べてみますと新潟県の医師会、とりわけ耳鼻咽喉科の先生方がそれぞれの地域で大変熱心に働きかけられたということがありまして、そのホームページも見ましたけれども、やはり今後、認知症が日本の社会の中で高齢化社会に伴って増えてくると。その予防的な対応として、欧米諸国が行っているように補聴器の補助を行うことが日本でも必要じゃないかということで、それぞれの市町村に働きかけられた経過があるというふうに伺っております。

以上、補足説明でありますけれども、議員の皆さんのご賛同をよろしくお願いいたします。

藤井本委員長 ありがとうございました。

ただいま、この請願の紹介議員でございます谷原議員から説明がございました。ただいまの説明に対する質疑に入るわけですが、質疑に関しては紹介議員、谷原議員への質疑も認めますし、これを採択するかしないかは我々委員に課せられたところですが、参考となることについて執行部へも、理事者に対する質疑も認めますので、両方の質疑、どちらでも結構でございます。提案者、また執行部への、意見を聞くんじゃないですよ、自分の判断をするための内容を聞くということを認めますので、よろしくをお願いします。

じゃあ、質疑をお願いいたします。

坂本委員。

坂本委員 お願いします。質疑ではなくて私個人の考えというか、意見でございますが。

藤井本委員長 質疑にしてくださいね。討論は討論で時間がありますから。

坂本委員 じゃあ、ちょっと抑えときます。

藤井本委員長 杉本委員。

杉本委員 どなたが答えるか分からないですけども、まずは、言わんとしていることは分かりますから僕もいろいろ見させてもらったんですけど、国に対してはずっと動きがあるんですけども、国の反応がどんな感じなんという話、国が全く進まないから各自治体でやっていこうという動きやと思うんですけども、国の反応はどうなんかというのがまず1つと、もう一つは具体的に10万円から30万円って書いてあるんですけども、幅広い金額なんですけど、葛城市に置き換えたとき、これは理事者にしか分からないかも分からないですけども、どれぐらいの対象の方がおられる予想というか、どれぐらいの金額になるかによってもいろいろ変わってくると思いますので、新潟県ですか、そちらのほうの補助の内容とかというのも具体的に教えていただけたらなと思います。

藤井本委員長 谷原議員。

谷原議員 後のほうからですけども、大体1万円とか2万円とか、所得制限をつけて、その金額の中で上限を決めて出しているというところが多いです。そう大きな補助ではないと。というのは、地方自治体ですので全額補助ということはありません。むしろインセンティブとありますよと、こういう制度がありますということで、補聴器をつけましょうという1つのインセンティブのような役割で補助を出しているのかなと思っております。自転車の二輪車のヘルメットについても葛城市、補助をするということになりましたけど、全額ではやっぱりなくて、一定の金額、予算の範囲でインセンティブを働かすということですので。私も補助率を見ましたけども、20万円やから20万円出るんやったらつけようかということではないということなので、どこの自治体もそう高いものではないと。これが1つ。

それから2つ目は、国のほうの動きですけども、これは今資料がないので正確になるかどうか分かりませんが、要は公的な保険制度の中で、やはり治療としてお医者さんがこれは必要ですよねとなったら、保険適用をしてほしいというふうなことでの議論があると。国の場合はそれが一番確かだろうと思います、補助というよりはですね。だから、そういう議論は進んでいるということを伺っております。

以上です。

藤井本委員長 西川課長。

西川地域包括支援課長 地域包括支援課の西川です。よろしくお願いします。

これ、高齢者の方が全て対象になるかと思imasので、65歳以上人口1万500人、およそですけども、なっております。

以上です。

藤井本委員長 谷原議員。

谷原議員 新潟県の全ての市町村でやっているということでしたので、耳鼻咽喉科の先生方が熱心に行っているということで、そのホームページを見ましたけれども、新潟県ではやっぱり医師の診断の下に補聴器が必要であろうという方を対象に行っておられるということです。

以上です。

藤井本委員長 ありがとうございます。

杉本委員。

杉本委員 今、谷原議員がおっしゃったとおりで、僕もちらっといろいろ見させてもらって、新潟県とか、これで増えたりするのかなとちょっと思ったりもしたんですけども、どこまでを見るというのも難しいところやと思うんですけども。ただ、効果というか、先ほど谷原議員がおっしゃった、僕、次言おうと思ったんですけど、医療のほうに入れていただいたら一番ええんやろうなと思って。各自治体で行って1万円の補助がついて、30万円の補聴器を買おうかという話になってくるのもなかなか厳しいかなと思って。葛城市においてもどれぐらいの人数がおられるかというのも分からないですし、葛城市独自のって書いてあるんですけど、これ、どういう制度をご検討されているのかということも気になりますけどね。

藤井本委員長 答えられますか。

谷原議員。

谷原議員 これは理事者側のほうで、これは市民の方から出た請願ですので、こういうことを望みますと、公的補助という形で、それは行政のほうに私はお任せしたらいいと思うんです。市民の方の意見としてきちっと行政のほうに届けたいという思いであります。

それから、国の方の公的補助制度というのは、先ほど述べたような動きがあるということです。

以上です。

藤井本委員長 ほかに質疑ないですか。

松林委員。

松林委員 国のほうも公的補助制度もあって、県の方もたしか若年性かな、そこらもやっていると思うんですけども、請願に当たって、非常にええことやと思うんですよ。だけど、請願の採択に当たっては、本当に法令上の基準というのはそういうのはないんやけども、委員会の自主的な判断によるわけなんですけども、大事なことは概が妥当であるかどうかということと、そしてまた実現の可能性があるかどうかということで、ここらはやはり意見書とか要望書であれば、実現の可能性というところまではまあまあええと思うんですけども、実現の可能性があるかどうかということで、谷原議員にお伺いしますけども、どの程度の基準のお耳の聞

こえ方の基準を設けて、どの辺りの方の一定の基準を設けて、大体予算規模といいますんかね、葛城市において実際、実現可能かということ。これは理事者にも相談せんと分らんことなんですけども、そこらは大体シミュレートというか、されておられるのでしょうか。

藤井本委員長 谷原議員。

谷原議員 そこまでは、先ほど申し上げましたように、シミュレーションはできておりません。ただ、実現の可能性ということであれば、先ほど言いましたように、新潟県でもそういうことをやっておられる。全国の市町村でも加齢性難聴について自治体として補助を出しておられるところはあるので、実現できないものではないと思います。そういう他市の状況を見て、その範囲で葛城市でも可能かと思っております。

人数につきましても、先ほど言いましたように軽・中等度とあります、その軽・中等度というのは、やっぱりこれはかなり専門的なことだと私は思うんです。ご自身のことで聞こえにくくなったからオーケーということではなくて、新潟県のように耳鼻咽喉科の先生方がかなりかちっとした制度もつくっておられますので、例えばそういう進んだところを見て、行政のほうにお願いできたらと思います。でないと、なかなか市民の方々も請願できなくなってしまいますので。全て、そこまでちょっと難しいかなとは思っていますので、ご容赦をお願いしたいと思います。

藤井本委員長 ほかに。

柴田副委員長。

柴田副委員長 関連で、お願いします。加齢性難聴は全国の自治体で約何%ぐらいの自治体が行っているかというのが、もし分かれば教えていただきたいのと、奈良県で実施している自治体があるのかどうかというのは、これは理事者の方も含めて、もし教えていただければと思います。

藤井本委員長 谷原議員のほうで把握されていますか。ないですか。理事者、答えられますか。分かる範囲でお願いします。

西川課長。

西川地域包括支援課長 全国での実施率なんですけども、昨年度、うちのほうで調べた数字では6%程度であったと思います。県内、市しか調べてないんですけども、せんだって12市の課長会議があったときに話をした場合で、2市が実施されていると伺っております。

以上です。

藤井本委員長 柴田副委員長。

柴田副委員長 では、その実施されている自治体で、財源なんですけど、財源というのはどこから財源が出ているのかというのは把握されているかどうか。分からない。分かりました。財源が一番問題だと思いますので、それに充当できる交付金があればいいのかなと思うんですけど、私のほうでも調べたら、保険者機能強化推進交付金というのがあって、それを充てている市もあったんですよ。それはどんな交付金かというと、高齢者の自立支援とか重度化防止などに関する取組を推進するための交付金で、それを充てている市もあったので、そういうことも考慮していただけたらなというふうに思います。

藤井本委員長 今、交付金の話がありましたので、その辺、答えられる範囲で、答えられるより説明できる範囲で、あれば説明願いたいと思います。

西川課長。

西川地域包括支援課長 ただいま委員がおっしゃられた交付金に関しては、交付金の存在自体は知っておるんですけども、補聴器の助成に関して今回提案しておりませんので、そちらのほうは全く検討は今のところしておりません。

以上です。

藤井本委員長 誰か、今のに多分質疑があると思うので、してください。

梨本委員。

梨本委員 今、検討してないということやったんでなかなか、僕もそこを聞こうかなと思っていたんですけども、そもそもこの全国市長会でも決議をされている。こういった様々な場所から国に対して要望を上げていくということは、これは当然していかないといけないと思いますし、これから課題として認知症予防であったり、健康寿命を延ばすという意味において、今回のこの請願に関しては非常にこういった議論をするに当たっても、いい効果があるのかなというふうに考えております。

ただ、ほかの委員の皆様もおっしゃっているように、やはり1に関しては、私も全くこういうことをぜひ要望していかないといけないと思うんですけども、各市町村単位でこういった補助をやっていくということになってくると、財源であったり今の現状であったりということの研究がどの程度まで進んでいるのかということがやはり大事になってくると思うんです。まだ交付金、調査できてないということなんですけれども、今現状、葛城市の担当課としてどの程度こういったことを実態をつかんでいらっしゃるのか。市民の方の要望等も含めてどういう状況であるのかということと、それに対してどのような考え方を持っておられるのかということも含めて、お聞かせいただけますでしょうか。

藤井本委員長 西川課長。

西川地域包括支援課長 先ほど申しました12市の課長会議のときに、別の機器なんですけども、軟骨伝導による加齢性難聴に有効であるというイヤホンの話が出ました。こちら、葛城市におきましても今年度、窓口用に4台購入いたしまして、そちらを実証実験ではございませんけども、来られた方の耳が聞こえにくい方に使用していただいて、実際どのぐらい効果があるのかというのを今行っているところです。こちらにつきましては大変安価なものでございまして、先ほど谷原議員がおっしゃっていた補聴器10万円から30万円というのとはまた桁が違うぐらい安価なものでございますので、こちらが有効であるかどうかを今後見極めて、それが有効であるのであれば、そちらのほうもまた研究・検討していきたい、そのように今は考えております。

以上です。

藤井本委員長 梨本委員。

梨本委員 今、いろんな検討とか研究をしていただいていると思います。確かに新潟県で1万円から2万円の補助があるということでしたけれども、先ほどの65歳以上人数、葛城市でも1万

人以上超えているわけです。そこに対して1万円の補助としても、やはり1億円からの財源が必要になってくると。そういったことも踏まえて、これが10万円から30万円、いろんなタイプのものがある中で、どういったものが本当に今の市民の方にとって必要であるのかというような検証であるとか研究である、そういったことをさらに進めていく必要があるのかなというふうに考えております。

私自身は、本当に国がしっかりと医療制度も含めてこれに取り組んでいただくということが一番大事なのかなというふうに考えるわけですが、そういったことを様々な方面、例えば市長会はされているということですが、我々も市議会議長会というのが全国的に組織としてございますので、そちらからも決議を上げていくとか、今現状上がっているかどうかということは私、まだそこまでは調査できていませんけれども、そういった声を上げていくということからスタートするべきかなというふうに考えております。

以上です。

藤井本委員長 ほかに。

増田委員。

増田委員 私も国に対する要望をしっかりとやっていくべきやというふうに思います。なぜかという、私の知っている耳が聞こえにくい人の例、2人思いつくんですけども、この2人の共通している原因は、過去に非常に鉄鋼関係とか、音の出るといいますか、大きな音の出る仕事に就かれた方がお年を取られて、70歳頃から難聴な兆候が見られると。こういった職業病的なものに対する補償とか、そういうものがないのかなという。その人にも聞いたんですけど、確たる証拠がないので、辞めた会社が保障してくれるわけでもない、こういったことで、先ほどからご紹介があったように20万円ぐらいの補聴器をつけられています。それでもなかなかなじまないというか、聞こえにくくなってからつける補聴器の効果というのはなかなか出にくいというふうにも伺っています。これは難聴という1つの、私は医療的助成をする必要のある一種の病気であるのかなと。処方箋に基づいた治療をしていただくことが今できてないということ自体が、私は国に対してしっかりと訴えていくべきなんかなというふうに思います。

先ほどからの各委員の意見も含めて、この請願項目の1に対してはしっかりと要望していかねばあかん。議長会としてもそういう要望を出していくというふうなことをするべきであるというふうに思います。

私、この資料の中で分かりにくいので教えていただきたいんですけども、日本補聴器工業会が行った補聴器普及率が、日本は15%ということなんですよね。補聴器の普及率が低いというのは、普及率が15%やということがちょっと分かりにくいんです。要するに、例えばイギリスの53%、これがマックスであるとしたら、先ほどあった1万500人の53%が難聴な方で、難聴を持たれている方が全て補聴器をつけた。普及率となっているので、そういうことなんかな。普及率とは、分母と分子がどういうふうになっているのかなというのが分かりにくいので、谷原議員、分かっていたら教えていただきたいんですけど。

藤井本委員長 谷原議員。

谷原議員 私も、もの忘れセンターの論文等を見まして、そこにも普及率のこととかあったと思うんですけども、基本的に難聴者として認定した方の中の普及です、補聴器の。だから、高齢者の中の例えば53%とかいうのは、考えても分かるようにそんな難聴者の方はいらっしゃいませんから、難聴者の方で必要な方に対する補聴器の率というふうに捉えていいと思います。というのは、この請願の主旨も、要は補聴器が日本では普及していませんよと。日本では普及してないと、欧米と比べて。先ほど、もの忘れセンターが発表している論文の中にも調査して、欧米と比べて非常に日本は普及率が低いと。だから普及させましょうと。普及させる手段として、先ほどありましたように補助制度がありますよと。よく葛城市でもたくさんやっていると思います。リフォーム助成、高齢者の例えば手すりをつけましょうと。全額出るわけじゃないけれども出ますよということでやっていくと。だから、これも全額出すというのは、先ほどあった国のほうはそういう議論も多分されているんだということで承知していますけど、自治体ができるのは普及のための後押しをすることですから、予算の範囲で後押しをするために、補助制度を独自にやってほしいという主旨の請願だということです。

藤井本委員長 増田委員。

増田委員 難聴者に対する補聴器をつけておられる方の率がこの普及率やという解釈をさせていただきました。高額であるから15%以外、85%の方は購入を見送っておると、こういう解釈ができるのかなというふうに思うんですけども、先ほどからあったように交付金のめどとか、私は立つべきやと思うので、その辺のところ、市のほうにも、理事者側でもしっかりと模索していただくということが懸命かなと。例として1万円とか2万円とかという事例を紹介していただきましたけども、できることなら交付金を使って、もっと補聴器を買おうという決断をされるほどの助成のできる体制を整えていただきたいなど、国のほうにもね、そういうことはしっかりと伝えるべきかなと、こういうふうに思います。よろしくお願いします。

藤井本委員長 ほかに。質疑です。

杉本委員。

杉本委員 紹介議員の谷原議員に聞いていいかあまりよく分からないですけど、1と2ってあるんです。これは両方とも重要なんですかね。というのは、1は、僕もそらそうでしょうと思うんです。2に関して真剣に考えますと、議員の立場で言うと、やっぱり対象の方が何人おられて、ほんで、先ほどの交付金の話も、やるとなったら調べてくれると思うんですけども、そもそも何人の方がどのような必要性があって、買えないから買えないという言い方は悪いんですけども、それで助成しましょう、だから金額はこれぐらいかかりますという立場でしか今は僕、答えられないんです。だって対象が何人か分からないし、今、梨本委員がおっしゃったみたいに、最大で1億円ぐらいかかるのという話、それはないと思います、ないと思うんですけども。ほんで、先ほどおっしゃったみたいに、先生が必要ですよと言われた方がつけるというものなので、そのときに補助がありますよ、これも意味が分かるんですけども。果たして葛城市で何人の方が欲されてて、どれぐらいの金額が、今、そこが僕は見えてないんです。例えば新潟県でも、奈良県の中のお市のでもいいですけども、これをやることによってこう効果がありましたというふうな具体なお話を聞けないと、1に関してはこれでいいと思います

すし、さらに言うと、ほかの方がおっしゃっているみたいに全国議長会でも、県の議長会でもがんがん請願を出していったらいいと思います。僕もあまり詳しくないので、言われていることはそうなんやろうなと思うんですけども、ただ2に関して、市独自の公的補助制度って言われても、どういうことをすんの。増田委員がおっしゃったみたいに、例えば15万円にしたほうがいいんか、10万円にしたほうが、1万円でもいいんかという問題とかも、途方もなく分かりにくいので、その辺いかがでしょうか。

ほんでもう一つ聞きたいのは、これはこれのイエス、ノーしか出せないんですかね。例えば2番を削ってとかにはならないんですよね。ならないですね。

藤井本委員長 谷原議員。

谷原議員 具体的に対象が何人で、葛城市で何人で、どれぐらい予算がかかるかということは私も承知しておりません、何度も言いますが。と申しますのは、私が請願の紹介議員になったときに、請願書って何なんだと。議員が例えば議案として出すこともできます。議案として出すんだったら、私はそこまで調べて当然やります、責任が生じるからね。でも、これ、市民の方からこういうことで世論形成もしたいと、こういうことで葛城市もやる方向で考えてほしいという請願なので、それはありだねと。議案としてほんまにやるんやったら、そこまでやりますよ、僕。でも、これは議案じゃないんですから、請願で市民の方からのそういう声なので、それを受け止めて出したと。調べる限りのことを調べて、これはいい請願だと思って、そういうことなんです。

先ほどありました全国市長会議でも、要は補助制度を創設することと国のほうに求めていますけど、予算が何ぼでどうのこうのということではないと思うんですね。だから、それはそういう方向で行こうと国がなったら、先ほど審議会のようなところでもそういう方向でいろいろ議論をして、予算も調整をつけて、行政の方はそうされると思うので、世論形成ということでこういうことをしっかりとやっていくということが請願の目的だろうと思いますので、非常に勉強不足なところもありますが、そこまでは私は請願の紹介議員として思い至りませんでしたので、そこは答えはできません。申し訳ないです。

藤井本委員長 ほかに。

杉本委員。

杉本委員 そうやと思うんですけども、ただ、僕の立場からしたらそういう見方になっちゃうんで、それを谷原議員が説明してくださいとは思わないんですけども、ただ僕も勉強不足で、僕が調べればよかった話なんかもわからないですけども、委員の立場として見たときに、そこは引っかかるなというところがございます。

以上です。

藤井本委員長 ほかに。

私からは質問をできないですけども、各委員のほうから質問があって私自身がまだ把握できてない部分があるので、今あった質疑の中からもうちよっ確認という意味でお話ししときたいと思うんですけど、まずこれに対する交付金について、先ほど柴田委員からありました。そういう交付金があるという認識の下で葛城市はそれを使っていないというように聞こ

えたんですけども、そこを交付金としてはあるのかなのかという、あるというんか、申請さえすればできるのかできないのかという。葛城市は今はいしていませんというお答えであったと思います。ここがもう少しすればできるもんなのかというところら辺までもうちょっと聞きたいというのが、さっきの柴田委員の質問の中で。かつ、お答えの中で、窓口は今試行的に4台置いているというお話もございました。4台置いていますという中で、お使いになられる状況と言うていいんか、喜んだはると言うてええんか、取り合いになりますねんというレベルなのか、置いたままですわというものなのか、やはり今試行的な部分で見たはると思うので、4台置いているということで。それについては感触があるだろうと思うので、それは先ほどの説明の中でのもう少し詳しく教えていただきたいのと、あともう一つは、奈良県で2つのまちがやっているというのをこの間の会議で聞いてきてんと、これはこれでいいと思います。じゃあ、その状況はどうなんやと。効果があったというものなのか、ただ単に制度ができていうだけのものなのか、話として多分もうちょっと聞いたはると思うので、その3つが先ほどの質疑の中でもう少し突っ込みたいというか、深めたいなといった私の部分なので、申し訳ないですけども、ご説明願いたいと思います。

西川課長。

西川地域包括支援課長 説明不足があったかと思ひまして、申し訳ございません。

ただいま1点目の交付金に該当するかどうかというところなんですけども、先ほど申しましたとおり、交付金の存在自体はもちろん知っておるんですけども、それにこの制度が該当するかどうかは確認はできておりません。

2点目の軟骨伝導型のイヤホンを4台設置しているというところなんですけども、やっぱり主に使われるのが高齢者の方になります。こちらは地域包括支援課の窓口のところには置いているんですけども、よくある光景で、こちらの職員が大きな声を出さないと聞こえないという状況で、分かるんですよ、窓口で困ってはるというのが。そういった状況を見つけたら、これ、使っていただいたらどうですかという感じでご案内させてもらっています。使っていただいた方には、全く効かない方も中にはいらっしゃるんですけども、おおむね好評をいただいております、なかなかよく聞こえるということで、これ、どこで売ってるのとか、そういう話はちょこちょこございます。

3点目の2市の状況なんですけども、こちらにつきましては購入費用の2分の1を上限として、とはいってしましても上限が2万円。どちらも2万円と伺っています。

実績としましては、年度の途中になるんですけども、3名ないし2名の申請があった、そのように聞いております。

以上です。

藤井本委員長 ありがとうございます。今の説明はよく分かりました。ちなみにやけども、窓口には置いているのが好評で、これ、どこで売ってるの、何ぼするのとかいう話になると思うんですけど、それは大体お幾らぐらいのものを置いたはるんですか。

西川地域包括支援課長 およそなんですけども、3万円を切るぐらいの額で売っております。

以上です。

藤井本委員長 それは補聴器じゃないわけですか。

西川課長。

西川地域包括支援課長 ちょっと本題からそれているかもわかりませんが、軟骨伝導型のイヤホン、集音器とイヤホンになります。名称のとおり今までの骨伝導とはまた違っていて、軟骨に響かせる、それによって音を拾うという感じなんですけども、奈良県立医大の教授の方が発明されて、今県内では少しずつ普及しているというところを伺っております。そちらについては助成しているわけじゃなくて、市の窓口のほうで置いて活用しているというのが現状になっております。

以上です。

藤井本委員長 ありがとうございます。それはそれでいいです。

ほかにないですか。

松林委員。

松林委員 先ほどご紹介いただいた他市の例って、これ、市ですか、町レベルではないんですか。

藤井本委員長 先ほど12市の中でというご説明。12市の中の2市でという。

松林委員 私が調べたら町でしてんけどね。市もやっているところがあるんですか。

藤井本委員長 西川課長。

西川地域包括支援課長 説明不足で申し訳ございません。

町村部に関しましては調査を行っておりませんので、12市に関して確認したところ2市が実施されている、そのようなことになっております。

以上です。

藤井本委員長 ほかに。

(「なし」の声あり)

藤井本委員長 質疑ないようですので、質疑を終結いたします。

議員間討議を希望される方はおられませんか。

(「なし」の声あり)

藤井本委員長 ないようであれば、これより討論に入ります。

討論はありませんか。

坂本委員。

坂本委員 では、私の意見を言わせていただきます。

人の難聴度は、40デシベルの音が聞こえないと軽度難聴といいます。40デシベルから75デシベルで軽・中等度難聴といえます。80デシベル以上が聞こえないと高重度難聴といえて、耳鼻科へ行って診断書を書いてもらうと身体障害者手帳が支給されて、自治体から補聴器購入支援が受けられます。デシベルとは音の大きさの単位で、数字が大きいほど大きい音です。ですので、40よりかは80のほうが大きい音で、大きい音が聞こえないと高重度難聴ということになります。

人の耳は40歳を過ぎると難聴が始まるといいます。となると、ここにおられるほとんどの人が軽・中等度難聴であるといえます。これは耳の病気ではない老人性の難聴のことをい

っています。請願文に載っている加齢性難聴のことです。この40歳を過ぎた軽中度の老人性難聴の方に補聴器購入の補助を出していたら、たくさんのお金が必要であると言えます。

私は医者ではございませんので診断や医学的な判断はできませんが、難聴が原因で鬱になったとは私は聞いたことがございません。確かに難聴は認知症の要因の1つであるとは言えます。しかし、人間の脳は脳に入ってくる情報信号の80%は目、つまり視力から得ております。耳、聴力から脳に入ってくる情報は十数%です。ということは、目が見えにくくなることも認知症の要因の1つであります。老人性視力低下の原因は白内障があります。白内障とは、目の中の水晶体が白く濁る老化現象です。この場合は手術で人工水晶体と入れ替えるときれいに見えます。つまり、難聴より視力低下のほうが認知症の大きな要因であると私は考えます。

寿連合会で麻雀をされております。麻雀をされて脳を鍛えられております。麻雀牌がちゃんと見えないと麻雀はできません。そして、そもそも軽・中等度難聴用の補聴器は10万円から30万円もしないです。三、四万円で買えます。六、七万円も出せば有名メーカーの補聴器が買えて、きれいに聞こえることができます。軽・中等度難聴用の補聴器で10万円から30万円する補聴器、確かにありますけれども、これはオーダーメイドの小型耳穴式の補聴器です。オーダーメイドですから、耳型を取って合わせますので、その人しか使えない特注補聴器です。小型で補聴器を使用しているのを人に知られたくない人は主に購入されます。

以上ですが、請願項目の1に対しては国に要望されるのもよろしいかと思っておりますけれども、2に関しては、先ほど言いました理由により、葛城市独自の公的補助をするのは相当なお金が必要だと考えられますので私はどうかと、そういうふうに思います。

以上です。

藤井本委員長 反対ということですね。採択しないということですね。

坂本委員 反対でございます。

藤井本委員長 ほかに。討論です。ほかに討論ないですか。

増田委員。

増田委員 賛成、反対の討論という委員長のお話でございますけれども、委員の皆さんのご意見を聞いている中で、私、この請願文書の内容について全面否定するわけでもございませんし、今、坂本委員もおっしゃったように国等々に訴える部分と、しっかりと精査して見直しをつけた中で再度審議する、もしくは要望するという、請願の修正と申しますか、そういうことができないのかということをお願いしたいな。この中でこの2個、1番と2番とをセットにして、これで判断しようとなりますと、先ほどから質疑もしておりますとおり、私ももう少し慎重に運ぶべきかというふうに考えます。

藤井本委員長 新澤課長。

新澤書記 議会事務局、新澤です。

請願については、修正してというのはできない。あくまでも今出されている部分の葛城市の会議規則のほうで採択すべきものか、不採択すべきもののどちらかを決めていただくという形になります。

藤井本委員長 今の増田委員のお話と言っているかご意見は、請願項目1と2とあって、さっき坂本委員もおっしゃったように1は採択したいけども、2は不採択というお話でしたね。これ、どないかならないかと。今、実務上無理という、できないということです、ご認識いただきたいと思います。

松林委員。

松林委員 非常に軽中度の高齢者の難聴に対して、これはいいことやと思うんですけども、ただ、葛城市で実現ができるかどうかということは、もう少し検討の余地があると思うんですよ。もう少し検討されればと。ほんで、1番、2番と、増田委員もおっしゃったように、1番についてはぜひとも要望するべきやと思うんですけども、分けられないということなので。分けられないんですね、別々には。

藤井本委員長 現時点ではね。もう出されているので。するとすれば、もう一度改めて出してください。

松林委員 改めて出してください、これ、いずれにしてもこの部分については再度検討の余地があるかなと。そやから、採択ということについてはもう少し検討するという形ではどうかと私は思います。

藤井本委員長 ほかに。討論です。

杉本委員。

杉本委員 僕も1に関してはいいと思う。先ほど僕も聞かせてもらって、1と2両方ともでワンセットということなんですけども、やっぱり2に関しては葛城市のことになりますので、先ほど谷原議員も紹介議員なのでという、そらそうでしょう。ただ、僕からしたら、どのぐらいの規模でどれぐらいの人が困っていてどれぐらいのことをすれば一番いいか、そしてこれほどこまごまの優先順位なんかというところも考えなあかんと思うんです、葛城市がやる場合はね。でも、それは今の段階では見えないので、それをやってくださいとはよう言えないんです。ただ、出していただいた限り僕も勉強をさせてもらって、これからね、僕、今、副議長もやらしてもらっているし議長もおられますし、ちゃんと全国議長会なり奈良県の議長会なりってやり方はこれから考えて、せつかく上がってきたので我々も考えて力になれるように、これを機にしていったらいいかなと思います。ただ、先ほども言いましたみたいに、2番としては現実的な課題が僕は見えなさ過ぎて、お願いしますというのは言いにくいところですよ。だから、不採択の討論になるかと思いますが、今後もしっかりと考えていきたいと思っています。

以上でございます。

藤井本委員長 ほかに。

梨本委員。

梨本委員 私も委員の皆さんと同じ意見なんです。まずはこの請願者の方、そして紹介議員の方に敬意を表します。こういった請願の声を議会に届けていただいて、こうして委員会の場で議論をしていくということは非常に大切なことだと思いますし、こういったことを今後、理事者のほうにも考えていただくいいきっかけになったというふうに思います。

現状、1に関しては、私も1だけだと当然賛成ということであろうかと思うんですけども、2に関しては、あまりにも今の段階では情報が少な過ぎる。先ほど課長のほうからおっしゃられたような、今現在、12市中2市がやっておられるような、例えば購入費用の2分の1、上限2万円、二、三名の申請しかないというのであれば、私はすぐにやったらいと思うんです。ただ、本当にそれでそういった公的制度が、補助制度が、葛城市としてふさわしいというか、運用としてそれでいいのかということの研究も兼ねて、一度、理事者のほうにもしっかりとご検討いただくということをお願いしながら、今回に関しては全体と、1、2を合わせるということに関しましては、私も反対ということになるかと思えます。よろしくお願ひします。

藤井本委員長 川村議長。

川村議長 この請願文書の内容でございますけども、実は11月16日、議長をさせてもらって次の日に自治体キャラバンで、谷原議員を筆頭に、今回請願の内容にあります加齢性難聴者の補聴器の購入に対する公的補助のご要望を市長も私も聞かせていただきました。内容的には、その段階では今日よりもまだもう少し情報的には少ないんですが、認知症との絡みとかという、坂本委員はそれに関係ないというふうにおっしゃいましたけれども、議会としましてはその辺りの影響、どうなのかということ、今、議員の皆様からおっしゃいましたように、しっかりと議会としてこれから調査もしていくべきだと思っております。ですから、今回の請願では一足飛びに参りましたので、12月の議会で請願という形の中では皆様の様々な意見がありましたけれども、これは議会としてぜひこれから、こういった高齢化社会に入らる中で、最後にくくっていただいております内容のとおり、やっぱり元気に健やかに過ごしていただくことを目標に、介護保険制度も非常に厳しい中で健康寿命を延伸するという意味合いで、しっかりと議会としても議論をしてまいりたいというふうには思っておりますので、そういったことも含めて、今回、これを完全に議会の議論としては外すということは決してないだろうと私は思っておりますので、どうぞ議員の皆様も、その辺りはこれからもよろしくお願ひしたいというふうに思います。

以上です。

藤井本委員長 ありがとうございます。

ほかに。討論です。ございませんか。

柴田副委員長。

柴田副委員長 私も皆さんと全く同じ意見で、国に対しては要望を進めるべきだと思うんですけども、葛城市に関しては議長が先ほどおっしゃったように、私たちも勉強して、そして理事者の方にも調査研究していただいて、葛城市で可能性があるかどうかということ、しっかりと検討していただくという上では、2番に関しては今の時点では賛成しかねるかなと思っておりますので、不採択の方向で私はいきたいと思っております。

藤井本委員長 全員討論していただきましたですね。皆さんのご意見を今聞かせていただいたところです。その結果、起立等を求めず、請願第1号をこれから採決するわけですけども、本請願に今の意見どおり不採択になるわけですけども、ご異議ございませんでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

藤井本委員長 それでは、請願第1号を不採択とすることに決定をさせていただきました。

次に、請願第2号、家族介護支援事業（紙おむつ支給）の支給条件を緩和することを求める請願についてを議題といたします。

この請願につきましても、紹介議員であります谷原議員に請願の主旨・概要について説明をお願いいたします。

谷原議員。

谷原議員 それでは、請願第2号のほうについて、主旨及び請願事項について説明させていただきます。

まずは、最初に読み上げることをもって紹介したいと思います。

家族介護支援事業（紙おむつ支給）の支給条件を緩和することを求める請願書。

請願の主旨でありますけれども、令和3年度より紙おむつの支給条件が変更された。変更内容は大幅なもので、なきに等しい制度となっている。新市の合併時の合併協議会資料には、「高齢者や障害者への福祉サービスについては、よりきめ細かいサービスを提供するため、在宅福祉サービスの充実など、介護サービスの基盤整備を図っていくことが急務となっています。このため、住民だれもがいつでも地域に密着した、より質の高いサービスが安心して受けられるようなケアシステムの確立を図り、在宅サービスの基盤整備に努めるとともに、各種助成制度についても充実を図ります」と明記され、地方自治法には、地方公共団体は住民の福祉の増進を図るとなっている。

家族介護支援事業のこの支給条件変更で、令和3年度より新規申請件数が年間10件前後に大幅に減少している。これまで支給を受けていた方が多数支給対象から外れている。他市より優れたこの在宅介護を支援する制度は市民から喜ばれ、議会でも「市民の生活上の見通しを突然変えることでありますから、これは本当に市民感情を逆なでするような行為であります。市長が掲げる市民第一の看板が泣くと思います」と、条件変更反対を表明された議員がいる。

この紙おむつ支給条件変更で、市民からはスーパーの安売りを探して苦労している、まともにも税金を払っているのにこの仕打ちはひど過ぎる、合併で福祉の後退はさせないとの約束はうそだったのか、経済的負担を軽減し在宅介護を支援する制度ではなかったのかといった声を聞いている。

以上のことから、優れた葛城市の施策として喜ばれてきた家族介護支給事業（紙おむつ支給）の支給条件を本来の制度の主旨に沿った内容に改めるよう、葛城市に要請していただきたい。よって次の事項を請願する。

請願事項。市民の暮らし福祉を守る家族介護支援制度（紙おむつ支給）の支給要件を緩和すること、ということであります。

これについて若干補足説明をしておきます。先ほど令和3年度ということでしたけれども、令和3年度の終わりぐらいからですね。だから、実質上、令和4年度からの変更ということになるかと思うんですが、それ以前は要介護2で、65歳以上の方の在宅介護で常時失禁

者の方に、所得制限を設けず支給されておられました。それで、平成29年時点で1,563名の方がこれを利用していただけています。ところが、これは議会でも議論してきたことでありますし、理事側から、なぜ変更するのかという説明があったところでもありますけれども、それは令和4年度から国の地域支援事業の要綱が変更となりました。その変更が、65歳以上、在宅介護で要介護4以上の方ということで、所得制限も住民税非課税世帯ということで、そういう大きな要綱の変更に合わせて葛城市でもということでありました。

ただ、葛城市の場合は、従来から紙おむつ支給を受けておられた方の中で、住民税非課税の方については引き続き継続して支給はされておられますけれども、しかしながら、新規に受給する方、要綱の大きな変更のときに、従来もらっていた方で例えば所得制限あるいは要介護認定で対象にならなかった方が、大変年度末のときに急にええられたということもございまして、多くの議員のところに高齢者の方が、先ほどいろいろ厳しい言葉が主旨に紹介されていましたが、そういうふうな言葉を数多く議員のほうにも投げかけられた高齢者がたくさんいらっしゃいましたので、議会でも議論をしてきたところであろうかと思えます。

それで、私がこの請願を受けたのは、実は国の要綱があるから仕方ないと思いきや、実は地方自治体では従来どおりやっているところがたくさんあると。えっと思ったんです。我々はそういう要綱の変更ということで、致し方ないかなと思われた議員もたくさんおられたと思うんですが、でも、実態として従来どおりのやり方で頑張っている自治体もあるので、一体この国の要綱は何だったんだと。確かに葛城市でも年々、紙おむつ支給の予算が増えておりましたからなんですけれども、そこは大変大きな変更になったなというふうに思っていますが、実態としてそうでない自治体もありますから、再度、支給緩和をぜひ検討していただきたいと。

ちなみに、令和2年度の時点で新規の申請者が115名でした。ところが、令和3年度は11名、令和4年度は15名と、新規申請者は10分の1というふうになっております。ですから、支給対象者が絞られたことで利用者が少なくなったということでもあります。

この点について市民の方の中からも、紙おむつの支給条件を変更してほしいということの請願が出てまいりましたので、紹介議員として請願文書をぜひ採択をお願いしたいと思っております。

以上です。

藤井本委員長 ありがとうございました。

ただいま説明願いました本請願に対する質疑に入ります。先ほどと同様に、紹介議員に対する質疑も、また理事側に対する質疑も、両方とも結構でございます。

質疑ないですか。

杉本委員。

杉本委員 よろしく申し上げます。

これは先ほどの問題とはかなり違うところがありまして、これは僕らも、谷原議員も、予算、決算でせんど言ってきたことなんです。今までありきやったものがなくなって、条件が

厳しくなって紙おむつの支給がなくなって、しかも、税金を払ってはる人がもらえなくなったというなかなか訳の分からん状態になって、怒ってはる人も多数僕にも電話がありました、何回も言っているんですけど言っても、役に立たんと言っただけで電話を切られるんですけど、これは先ほどの問題と違ひまして、大体の金額というか、どれぐらいのことをやればええというのが頭の中に入っていますので。

ただ1つ気になるのが、今の時期に出てくるということは、僕も谷原議員も予算、決算でせんど言うてきたじゃないですか。来年もやらへんという見通しなんかなくて。来年やらはるんやったら、別にこれ、今出さんでもいいじゃないですか。市民の皆さんに今までどおり、従来どおり、紙おむつを支給してくださいねと僕らは予算、決算でせんど言うてきたんで、来年の予算に上げてくれるであろうという期待を持って僕は生きていますけども、これが出てくるということは来年やらへんのかってなったら、出さなあかんのでしょうかとなるんかもわからないですけど、その辺理事者にお聞きしたいんですけども、何回も聞いているんですけども、介護の同じ条件の方で、同じように生活されている方で、国の方針で変わったのはもう分かっていますけども、谷原議員がおっしゃったみたいにやってはるところもおられます。僕らもせんど、そらそうでしょうと。困ってはる方が困っているであろうから支給していたのに、取り上げているようなものなのでね。困ってはるのにね。先ほども言いましたけども、税金を払ってはる人が駄目になっているんですよ。分かるでしょう、意味。税金を払っているのにならぬわけじゃないですか。そこに関して、それは駄目でしょう、葛城市単独でもやっていきましょうよとずっと予算、決算で言うて、来年の予算からやっていただけかと思っているんですけど、来年の予算からはどのようなお考えですかね。

藤井本委員長 誰が答えますか。

西川課長。

西川地域包括支援課長 地域包括支援課、課長の西川でございます。よろしく申し上げます。

来年度予算に関しましては、現在、今、鋭意作成中でございますので、詳細は差し控えさせていただきますと思います。

以上です。

藤井本委員長 森井部長。

森井保健福祉部長 ただいま課長が言ったとおりなんですけれども、ただ、財源という意味でいいますと、前回、約3年前、皆様に議論いただいたとき、ご説明させていただいていた中に、地域支援事業費というものの介護保険の特別会計の中で紙おむつの支給事業というのを実施しております。その中で国の先ほど谷原議員がご説明された形で、しかも国のほうの基準に対してそれ以上の縮小をするという形はしなさいと。要は地域支援事業の中で支給対象からは外れているけど、激変緩和という形で認めるので、各自治体はその基準よりも厳しくしなさいというふうな文書が来ていたということのを先ほど谷原議員もおっしゃったんだと思います。それに従って前回どうするかということで決めたのが、令和3年度からの予算であります。

その当時、通知文書につきましては、激変緩和として延長して認めてくれるのは令和6年3月までという形で文書はその当時来ております。ただ、それが延長されるかどうかという

ことについては今現在、私ども、通知が来ておりませんので、そのまま行くとそこで止まるという、有利にそういう補助を取りながらやっていける地域支援事業費ですから、国・県の補助のほうが入ってくるのがなくなる状況にあるということになります。これもまだ確定してない情報になりますので、それも踏まえて今、内部的には検討している状況ということになります。

以上です。

藤井本委員長 今まであった補助金があるかないか分からないのが、今、確定してないということをおっしゃったんですよね。そこをもうちょっと詳しく。

西川課長。

西川地域包括支援課長 説明不足で申し訳ございません。

ただいま部長のほうからも説明があったとおりでなんですけども、地域支援事業というのが国や県の補助金に当たるんですけども、そちらのほう令和3年度、令和4年度、令和5年度につきましては、これは例外的激変緩和措置として延長された経緯がございます。それが令和6年3月31日、この令和5年度末をもって一旦切れます。その後についてどうなるかというのが今のところ何の通知も届いてない状況で、簡単に言えば国や県の補助がつくかどうか現段階では未定な状態になっております。ということは、財源に関しましてどうするのか、一般財源で全て見るのか、あるいは通知を待ってどのように変わっていくのかを判断していくのか、その辺を今見極めている、そういった状況でございます。

以上です。

藤井本委員長 杉本委員。

杉本委員 取りあえず僕の考えは今言うたとおりでなんですけど、単費でやっていただいても全然僕はいいと思いますし、それをずっと要望してきましたからね、僕、予算や決算で。ほかの委員はどんなお考えなのか、お聞きしたいですけども。

藤井本委員長 一旦いいですか、杉本委員。

杉本委員 はい、大丈夫です。

藤井本委員長 ほかに質疑です。

松林委員。

松林委員 請願事項で、市民の暮らし福祉を守る家族の介護支援制度（紙おむつ支給）の支給要件を緩和するというこれ、どの辺りまで緩和を求めておられるんかという、以前の状態、要介護2以上に支給するところらを求めるとか、そこらはどんな感じでしょう。

藤井本委員長 谷原議員。

谷原議員 これも先ほど言いましたように、市民の方から具体的にこういう基準ということは聞いておりません。請願書ですので議案として出るわけでもありませんから、ここというふうに明確なことは書いてないんですけども、そこは行政のほうの、私は予算も関係する話ですから、それはその範囲で考えていただけたらと思います。議会でも議論していろんな意見が出てきているところでもありますので、それを判断していただいて、基本的に支給を緩和する、今の要介護4以上、住民税非課税世帯、在宅介護、これは在宅介護に対する事業ですから在

宅介護はともかくとして、まず1つは要介護認定4というのはほぼ歩けない方です。家庭での介護をされている方の負担ということを考えると、自宅で何とか施設に入らずにお過ごしになっている方に対するいろいろな支援の1つだろうと思いますので、要介護認定3とか、私は要介護認定3ぐらいの方はぜひ、常時失禁ということであれば、自宅で何とか歩きながらも、でもトイレに間に合わずに常時失禁という方、そんな方は対象にすればいいと思いますし、それから所得制限は過去なかったもので、この所得制限があることに対するご批判もたくさんいただいていますので、所得制限を緩和とありますので、緩和していくということがあります。

以上です。

藤井本委員長 ほかに。質疑です。

増田委員。

増田委員 従来の条件は要介護2、今、谷原議員がおっしゃったのはせめて要介護3までの。

谷原議員 それは私の意見です。

増田委員 要介護2のときは1,500名ぐらいが対象。要介護3にしたらどのぐらいになるのか。1人当たりの年間の支給費用助成がどのぐらいかというのは、シミュレーションを私もできひんので、やっぱり行政のほうに流すときにはある程度のもくろみじゃないですけども、予算シミュレートをする必要があるのかなど。それは知りたいなというのと。

もう一つは、紙おむつに関しては高齢者に限ったことじゃないんかな、要介護というのはね。ほかの理由ででも、若い方でも在宅で介護していただいている方もおられるんですけども、私、以前から高齢者に対する従来の支援の各種施策の見直し、ありますよね。大きな財源といいますか、費用を使っている独自の高齢者対策。いいことやと思うんですよ。具体的には言えませんがね。片や、これもあれもという要望というのは、この紙おむつ以外にも外出の支援も必要じゃないかと。このことも踏まえて、抜本的な高齢者対策の支援の仕方の見直しということも、以前に議会の中でも敬老年金、これの有効性のことも含めて、将来、そういう関連の事業の見直しというようなことも必要なのかなという意見がたくさん出ました。その辺のところも踏まえて、今後のお考え等々あったら教えていただきたい。

藤井本委員長 西川課長。

西川地域包括支援課長 要介護度別の人数の割合なんですけども、令和2年度の新規申請者数の人数割合なんですけども、要介護4、5が全体の約25%を占めております。そこに要介護3の方が加わって全体の約50%を占めております。言い換えれば、要介護3の方だけで要介護4、5の方と同等ぐらいの人数はいらっしゃるであろうということです。

そのときの決算額なんですけども、令和2年度は770万円ほどになっておりますので、これは要介護2の方も含めた金額ですので、その分を差し引いて要介護3の方を含めたら、それより少し少ないぐらいかなと、あくまで見込みですけども、考えております。

以上です。

藤井本委員長 部長、森井部長が答えてください。全体としての増田委員の質問ですね。

森井保健福祉部長 保健福祉部の森井でございます。

まず私どものこの事業というものにつきましては、皆様もご存じのとおり、介護保険事業計画及び高齢者保健福祉計画に基づいて、市民の皆様からいただいたアンケート結果、そういったものを取り入れて行っています。ただし、先ほどからお話が出ていますようにこういった形で縮小するということは、当然私どもの窓口にもいろいろご意見をいただいているところです。ただ、財源的なことも含めて、それと国からの補助の部分、先ほど申し上げましたが、そういうのも含めて計画に織り込んだ上で予算化していくという形で提案させていただいているものでございます。

今回、第8期の計画というのは、3年前に私のほうから説明させていただいたのは、まず認知症のほうに力を入れていこうというお話、それと、介護予防は当然、引き続きこれからもずっとやっていかなあかんということで、それともう一つ、最近よく動きが出てきて皆様の目にも触れている生活支援体制整備事業のような形で、地域の方々と一緒になって動いていく、こういった3本の柱を使いまして進めているところであります。今回策定している計画につきましても、そういったことを踏まえた上で策定した上、個々を見るといろいろと苦情もいただきますしご意見もいただきますが、全体として計画の中で一番いい方法を模索していきたいと考えております。

以上でございます。

藤井本委員長 増田委員。

増田委員 市の独自の事業であったり、それから国の交付金等の適用になるものも含めて、特に独自の事業に関しては貴重な税金を使うということを考えて、有効な使い方、これを考えてやっていただきたいなという有効性ですね、効果の高い、事業効果のある高齢者対策ということをお願いしたいなと思います。

では、今出ていますこの介護支援制度、紙おむつ支給の件でございますけれども、可能性のことを聞きたいんですよ、事業としてのね。これ、舌の根の乾かんうちというか、何年でしたっけ、つい最近ですよ、こうなったというのがね。令和5年度末で激変緩和が終了するというのは、そういうことですね。それに代わる手だて、予測がつかないと。見捨て、切り捨ての状況になっていると。ただ、その見込み等が全く見えないのか、見えるのか。これによってこの請願がタイムリーな請願に私はなると思うんですけれども、見えないということであれば、これを採択して、見えないにもかかわらず採択をするというのもちゅうちょするんです。理事者側の見込みというのが私は判断基準に大きい影響を与えると思うので、そこら、見えないのに見えそうですとも言えないかもわかりませんが、見込みを教えてくださいよ、大体の。さっき言われた要介護3までの、そのぐらいの1つ真ん中を取ってというんですか、これ、4と2の間の3。要介護3の対象者に対する支援のめどですね。

藤井本委員長 阿古市長。

阿古市長 介護保険ができて20年超えるわけなんですけども、その中で国の大きな流れとしては、今までよりサービスといいますかね、全体のサービス量が高齢者が増えることによって上がってきているので、その全体の費用を抑えなければならないというのが大前提で、いろんな施策を講じてきています。ですので、今まででしたらできるだけ介護認定してしまっ

それで施設なりサービスを受けていただくという形から、できるだけ地方で、自治体の中で、住民の皆さん方のご協力をいただきながら、施設に入らずに家での介護をお願いしたい。その部分についての介護保険料も上がらないで済む。全体の金額も国としては上がらなくて、できるだけ抑えたいと。実際には上がっているんですよ。そういう流れが大きなものがあります。ですので、その中でささいということはないんですけども、1つの事例としては今紙おむつの話もまさにその事例の中で、経過措置を設けているというのは、こっちの方向へ行きますよ、でもちょっと猶予期間を設けましょうかというのが本来の経過措置の考え方。であれば、非常に難しい可能性があるのかなというような認識を行政としては持たざるを得ないのかなと思っております。これは大きな介護保険制度の中での流れですので、これがまた人口構成が変わりましたら変わる時期はあるんでしょうけども、まだしばらくはその方向の流れが続くのかなという認識を持っております。

これは介護保険制度の中での話ですので、あとは、これは地方自治体としての住みやすいまちづくりの中で、どういう分野にどういう予算の配分をするかという考え方になってくると思います。その中で、いろんな検討をしているのは事実です。ですので、今回の話をいただく以前から、実はそのことについては検討しなさいという指示は行っております。今現状としてどうなるか分からないというのが正直な話です。国のほうからはまるっきりそういう連絡は来ていませんし、問い合わせても分かりませんという返事しか来ませんので、現実としては今はそういう状況であるというところであります。

これは予算のことですので、予算編成の中でいろんな福祉施策、高齢者の施策も含めまして、福祉施策の中でどうするかというのは行政として予算編成権がありますので、その中で考えていきたいと考えておるところでございます。今お答えできるのはそこまででございます。

藤井本委員長 増田委員。

増田委員 市長の福祉、介護に対する考え方、前向きな考え方を述べていただいたというふうに私は解釈をしました。私、この請願文書を出していただいた意義というのは、これだけ多くの時間を費やして、高齢者対策、介護に対する考え方等の議論が深まったということは、これを採択する、採択しないにかかわらず、非常に有効な理事者側との考え方の議論であったんかなというふうにも思いますし、市長のほうも予算の中で、今後の独自事業も含めた、力を入れていく1つの重要な事業であるという考え方もお示しいただいたので、紙おむつという具体的な一番、1,500人の方が何十人に減ったという、これはやっぱり大勢の方が激変に対する対応に困られているという実態もございますので、ここのところはしっかりと頭の中に入れていただいて、予算化していただくようお願い申し上げます。

藤井本委員長 ほかに。

梨本委員。

梨本委員 この議論に関しては谷原議員であつたり、それから杉本委員が決算、予算のときからこういった要望をしているというのも私もずっと聞いております。国の地域支援事業の要綱変更ということで、私もそういうことであれば仕方がないのかなというふうに思っていたわけで

すけれども、地方独自でやられているというところもあるということもお伺いしました。ただ、激変緩和が来年の3月までということで、1つお伺いしたいのは、地方独自でこういった制度をやられている方の動向をもしつかんでいращやるようであれば、そういったところもお聞かせいただきたいと思います。よろしくお願いします。

藤井本委員長 西川課長。

西川地域包括支援課長 これもまた県内12市の状況になるんですけども、奈良市と葛城市が現在要介護4、5で、なおかつ非課税という形なんですけども、ほかの10市に関しましては、要介護3以上、ただ、所得要件に関しましては、全ての市で非課税になっております。

以上です。

藤井本委員長 梨本委員。

梨本委員 来年度以降に関しては、これから各自治体で議論されていくものと思います。私は谷原議員、杉本委員のおっしゃっている意見というのは、非常に私も感情的には同じような気持ちでございます。やってあげられるものならば、ぜひやってあげたいなという思いがございます。ただ、先ほど阿古市長からもありましたように、国の政策にある程度準じた形で葛城市はここまでやってきておるといふふうに考えておりますので、その辺り全体的な政策の中で、この部分を再度ピックアップして、葛城市民にとってこれを重点的に、単費であってもやっていくのか、それともどういったところを手厚くしていくとかという考え方は、これは市の考え方をもう少し聞いてみないことには分からないところかなというふうに思うんです。

ですので、なかなか今の段階で、私、請願というのは非常に重いものだと思いますので、これを採択するという以上は、やはり議会としてしっかりと行政に対して、これをやってくださいということを書いていかないといけないと思いますので、今、現段階でそこまでいけるのかなと。これを採択、不採択というのが、今定例会中にどうしても決めないといけないというものであるならばあれなんですけど、私としては市の動向も含めて、来年度の予算組みも含めて、継続的にこういったことを議題として審議していくというのがいいのではないかなという、今のところはそういった気持ちでございます。

以上です。

藤井本委員長 ほかに。質疑ないですか。

柴田副委員長。

柴田副委員長 ありがとうございます。私も令和6年3月31日でどうなるかという国の動向が気になるんですけども、多分そこまで待つてられないと思うんですよ。だから、市はどちらの方向で行くかということは今から決めておかないといけないし、財源自体も、もし国の補助がなくなればどうするかということはある程度、方向性としては決めているんじゃないのかなというふうに私は思っているんですけども、その辺りというのはやっぱり聞かせていただけないでしょうか。

藤井本委員長 先ほど市長は検討せえと言うてますということをおっしゃっているわけやね。だから、その辺の方向性は見えているのかということでお答えください。

森井部長。

森井保健福祉部長 ありがとうございます。

まずこの話というのは、今、第8期の計画期間中でございます。第6期の計画期間中にこの話が当初出てきて、激変緩和という形で動き出したのはその当時だと記憶しております。第7期にも同じ話が出て、第8期の説明会を受けている中でこれは変わってくるぞというふうな状況下の中、継続性を持たすためには、要介護2から出していたというのは奈良県下で私どもだけだったので、そういった意味でその当時、検討させてもらって、今の状況に変えさせてもらったというのが流れでございます。突然、変えていくのではなくて、段階的にどういうふうにしていくというのを考えていくためにも、一旦ワンクッション置いたという考え方も3年前の考え方にはあったかと思えます。その上で、今回どうしていくかというふうな考え方で進んでいるとお考えください。

藤井本委員長 柴田副委員長。

柴田副委員長 今のお話を聞いた時点では、私の感覚では徐々にということ、いきなりぱしっと切ったりとかはほしくないという判断でいいのかなと、そういうふうに聞こえたんですけども。やっぱり財源が一番気になるころなので、財源確保ができなければ今の状態でいくのか、それともまた、ますます縮小されるのかなというふうに懸念するんですけども、請願が出ているんですが、なかなか今の葛城市の状況、また国の状況から見ると、緩和して逆戻りというか、ちょっと緩和するということで、支給される方が多くなってくると財源もまた難しいのかなというふうに私は考えてしまいますので、その辺り国の動向も見ながらということで、ちょっと猶予はいただきたいかなというふうには考えております。

紙おむつの値段を私、調べたんですよ。1か月どれぐらいかかるのかなということで、大体月1万円ぐらいは補助がないとかかかってしまうということで、非課税の方のみということでもあるんですけど、この非課税も本人、それから同居家族も非課税であるということで、かなり条件的にはすごく難しいと思うんですよ。だから、本人だけが非課税だったらまだ納得はできるんですけども、同居家族が非課税ということであれば、かなり狭まると。今、だから10件程度になっていると思うんですけど、その辺りも緩和できないのかなというのは私の希望なんですけれども、これは様子を見ないといけないのかなというふうに私自身は思っております。

藤井本委員長 ほかに。

松林委員。

松林委員 質の高いサービスを提供したいと、行政側もそうですし、当然ここにおられる委員も全てそうやと思うんです。介護保険特別会計から出されているという。それで令和2年度には770万円、この財源の確保ができるのかどうか。今後、市単費でもそれをしたいけれどもなかなかできないという、こういう悩ましい事情があると思うんです。ここら辺の財源の確保というところ、ここらを明確に、現実的にできるのかできないかということをしつかりと精査するべきであると、私はこのように思います。

藤井本委員長 今、質疑です。

松林委員 そうですね。要介護2以前の状況に戻すとして、以前の状況で支給をすれば、以前

は770万円でしたかね。今、市単費で、もしあと要介護2か要介護3の方の部分に支給するとなれば、どの程度の予算が必要になりますか。

藤井本委員長 西川課長。

西川地域包括支援課長 令和2年度の決算額が、先ほど申しましたとおり約770万円で行っていました。

こちらにつきましては要介護度が2以上、なおかつ住民税の課税、非課税は問わないという状況下でその額でしたので、仮にこれが要介護3以上になりますと、それよりは少し少なくなる見込みです。あとの部分につきましては、現在、精査しているところでございます。以上です。

藤井本委員長 松林委員。

松林委員 要介護3以上になったら若干緩和をされて、770万円よりも少なくなるというこの予算。この予算が市の予算、単費として捻出できるのかどうかという、これが税の公平性から言うても、いろんな財源から、どこから引っ張ってくるのかということを考えても、これ、非常に今後論議が必要やと思うんですよ。ここらの部分はしっかりとまた考えていかなあかん課題かなと、私はこのように思います。

藤井本委員長 ほかに質疑。

この文書を読むと、予算的なことも請願者の方は考えられて、前に戻せという請願じゃない、緩和をしてくださいというところなので、その緩和の方法も明記されず、かなり財源も考えられたものであろうかというふうに受け止めてええのかなと。前に戻せというものではないということをお願いしたいと思います。

ほかに。

(「なし」の声あり)

藤井本委員長 質疑ないようですので、質疑を終結いたします。

議員間討議を希望される方はおられますか。

梨本委員。

梨本委員 ちょっとお聞きしたいんですけども、事務局、この請願というのは今定例会中に採択、不採択を決定しないといけないのか、もしくは継続的にこの委員会で取り上げるということが可能なのかという制度的なところを教えてくださいたいです。

藤井本委員長 事務局。

新澤書記 議会事務局、新澤です。

継続的に審査することは可能です。

藤井本委員長 継続審査は可能です。

(発言する者あり)

藤井本委員長 今、議員間討議ですけど、ちょっと置いていて。

松林委員。

松林委員 先ほどの案件につきましても、高齢者の難聴のあの分についても継続審査は可能やということですか。

(「あれは2つ入っている」の声あり)

松林委員 2つ入っているから駄目やということですか。分かりました。

藤井本委員長 意味的にはそういうことでしたね、あれはね。今、分かってくれたはりますね。さっきの1。

(発言する者あり)

藤井本委員長 今、2はいわゆる予算、交付金か、分からない部分があるので、そういうことをおっしゃっていると思うんですけど、この議会が終わるまでとか継続的な審査にしてもええのかというご質問でした。それについてはいけるということです。

ほかに。

今、議員間討議ということを言いましたけども、継続審査という言葉が出てきましたので、そういう類いのお話になっています。

増田委員。

増田委員 先ほどから出ていますように、国の動向等が見えない中でなかなか緩和を予防するというのも、先の見えないところでの判断というのは難しいというふうなことから、見える段階まで継続していただくということも1つの方法としてあるのかなど。先ほど説明がございましたように、支給要件を緩和するというそういう表現もしていただいています。私も要介護2が駄目になったら要介護3まで緩和していただくという1つの手段も、この中ではよしとしていただいているように思いますので、その辺の説明の中ではなかなか770万円がどれだけ要介護3にすることによって減るかというの、明確にシミュレートもしていただけてないようですので、もう少し見えるところまで継続審査という形でご判断いただいたらどうかというふうに思います。

藤井本委員長 ほかに。

それでは、今、議員間討議のところでもそういうご意見というのをいただきました。

続いて討論に入りますけども、討論の中で今おっしゃった継続審査ということをごなたか申出をしてください、そういうご意見があるのであれば。もちろん賛成の方は賛成、反対の方は反対の討論をしてもらって結構でございます。

議員間討議がないようですので、これより討論に入ります。

討論ありませんか。

梨本委員。

梨本委員 私は先ほどから申していますように、継続審査という形で、もう少しこういった内容も含めて精査したいなというふうに考えております。先ほどからお伝えしていますように、請願というのは非常に重い。一旦採択してしまうと、これを経過も含めて理事者側にしっかりと請求していかないといけない、こういう制度でございますので、ここで例えば紙おむつの支給に関して採択された場合に、ほかの全体的な枠組みの中で、どれかがまたその予算を使わないといけないということになってしまいますと、非常に不具合が起こる可能性もあるんです。特に葛城市は経常収支に関しても非常に高いところがございますので、そういった中でこういったところを単費として使えるのかというところの整理、こういったことも原課のほうでも必要かと考えておりますので、私は一旦、今回に関しましては継続審査という形で、

もう少し議会の中でも議論を深めていくということをするのがいいのではないかなと考えております。

以上です。

藤井本委員長 先ほど複数名から継続審査という希望のお話が出ています。継続審査にする場合の事務的手続、確認したいと思いますので、暫時休憩をいたします。15分休憩をして、12時30分に再開いたします。

休 憩 午後0時15分

再 開 午後0時30分

藤井本委員長 休憩前に引き続き、会議を進めます。

先ほど継続審査というお話が出ました。今その事務手続について確認をしておいたところです。今回に関しては請願というところで、特別な場合に限り継続審査とできるというふうになっております。特別な場合とは特別な理由があるということで、今回は激変緩和で来た予算がどうなるか分からないというところが、現時点で分からない部分やというご認識でよろしいでしょうか。継続審査にするということになるとそんなに長くもできないので、今、交付金という点、予算的なものですね、これをするとすれば確定した以降と、今分からないから調査案件にするんだと。それが分かるのがいつぐらいやということになるんですけども、次の定例会、3月になるわけですけど、そこまで継続審査という形にしたいと思うんですけども、その辺、理事者側、どうですやろ。

(発言する者あり)

藤井本委員長 分からない。

梨本委員。

梨本委員 今、委員長がおっしゃっていただいたように、私、先ほど継続審査のことを持ち出しておりますので、私自身、市のこれからの動向であったり国の補助の動向も含めて、もう少しいろんなところをこの委員会でも調査をしていく必要があると思うんです。その上でしっかりと判断をしていくということをしていただきたいと思いますと思っておりますので、少なくとも来年度予算、当初予算も含めて、3月の議会ではしっかりとそういったところの方針も理事者のほうから出てくると思っていますので、そういったところも3月の段階でしっかりと結論を出すというようなところで継続審査にさせていただきたいなというふうに考えております。よろしくをお願いします。

藤井本委員長 今分からないと理事者側のほうからございました。例えば今回の議会で決めれないといったとき、何かの理由があって決められないという場合が多いんですけども、その場合はそれが分かるまでと、こういう決め方をするんですが、今分からないという理事者側のお話でございましたので、その場合は次の議会までとするというふうに明記されていますので、継続審査となった場合は次の議会までということにさせていただきたいと思います、規定に基づいてお願いいたします。

杉本委員。

杉本委員 私は立場上というか、ずっと僕は言っていたことなので、これは賛成なんかなと思ってい

たんですけども、否決にならんかって継続していただくのは、それはそれでありがたいことなんですけども、その間、分からないというか、理事者側の意見やと思うんですけども、先ほどの皆さんの意見を聞いてても、僕らは結構前から言ってたお話なので、ただ1つだけ懸念するのは一番最初言ったみたいに、今日出すのというね。おっしゃるとおり3月でよかったのというのがあるから継続していただくのはありがたいんですけども、ここで否決しない以上はしっかりと、先ほど梨本委員がおっしゃったとおり重いもんで、もちろん分かっていますよ。僕は、だから追求する気まんまんやからね、ずっとしていたから。皆さんも心を1つにといいですか、しっかりと考えていただいて、これ、本当にあったものがなくなっちゃっているという、切に困ったはる人が多いんです。それで上げていただいたので僕は賛成する気やったんですけども、継続という形を取っていただいたことは感謝しつつも、しっかりと次のところで市の動向とかを見ながら、我々の意見というのもしっかりと固めていただきたいなと思います。それは僕の要望として、先ほどの意見をお聞きしてても、前から僕らが言っていることばかり言うたはるなと思いつつながらぶっちゃけ聞いてたので、その辺はよろしくお願いしときます。

藤井本委員長 ありがとうございます。

これからまだ討論というのがございますから、答えがまだ決まったわけございませんけども、例えば継続審査になったとすれば、これは今、杉本委員がおっしゃったとおり継続的に今度議会で審議していくわけですから、これを採択するかどうか、その辺はちゃんといたします。

それでは、討論に入ります。

(発言する者あり)

藤井本委員長 それでは、委員から継続して慎重に審査する必要があるというご意見が出ました。この件については説明いただいた内容を基に審査するわけですが、今日、今すぐに内容を確認して判断するには、今回の委員会の中では困難であるというふうに思われます。

よって、この請願第2号については、本日の委員会以降も引き続き審査を行えるものとして、本会議最終日の時点で委員会採決まで至っていない場合、議長に対し、私のほうから閉会中の継続審査の申出をしたいと思います。

これにご異議ございませんでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

藤井本委員長 全員異議なしでよろしいか。ご異議なしと認めます。よって、請願第2号については、議長に対し、閉会中の継続審査の申出をいたします。

本日は、この件については以上といたします。

ここで、暫時休憩をいたします。再開は午後2時といたします。

休 憩 午後0時37分

再 開 午後2時00分

藤井本委員長 休憩前に引き続きまして、会議を再開いたします。

なお、休憩前において、本委員会に付託されました議案の審査が終了いたしております。

次に、本委員会の所管事項の調査案件についてを議題といたします。

初めに、(1) クリーンセンターリサイクル施設運転管理及び資源ごみ収集運搬処理委託業務に係る最高裁判所の決定についてを議題といたします。

本件につきまして理事者より報告事項がありますので、説明をお願いいたします。

前村市民生活部長。

前村市民生活部長 市民生活部の前村でございます。よろしくお願いいたします。

私のほうから1点、葛城市クリーンセンターリサイクル施設運転管理及び資源ごみ収集運搬処理委託業務に係る公金支出等差止控訴事件について、先月11月10日付で最高裁判所の決定調書を受理いたしましたので、ご報告申し上げます。

本件は、令和2年11月に契約を締結。その後、令和3年1月に住民監査請求、監査の結果は請求棄却。この結果を不服として同年4月、奈良地方裁判所に住民訴訟を提起、翌令和4年12月、棄却。この結果を不服として、さらに大阪高等裁判所に控訴、本年5月、控訴人らの請求は理由がないから棄却すべきところ、これと同旨である現判決、奈良地裁判決は相当であるとして控訴棄却。なおもさらなる上告受理の申立てをされていたものでございます。最高裁判所第二小法廷の決定調書の内容は、裁判官全員一致の意見で次のとおり決定。主文、本件を上告審として受理しないというものでございました。令和3年の住民監査請求以降3年近くに及び、本委員会で大変ご心配をいただき、誠にありがとうございました。

以上、報告とさせていただきます。

藤井本委員長 ただいま説明いただきました件につきまして、何か質問ございませんでしょうか。

梨本委員。

梨本委員 よろしくお願ひします。

ようやく最高裁判所までということですが、そもそもの初めのきっかけとしては、許可業者でないというか、そういう経験がない業者に対してそういう業務を委託するのがどうなのかというような、そういった趣旨の住民訴訟であったと思うんですね。そもそも当初やっていらっしゃった業者から替わられて今3年目、また次の契約も、次の入札というのも行われているというふうに思うんですけれども、この間、市民の方に一番心配をかけるというのは、安かろう悪かろうということで何か収集であったりとか、そういったサービスの面で低下しているということがあれば非常に問題があると思うんです。その辺り、どのようにこの間、経過されたのかということについてだけ教えていただけますでしょうか。

藤井本委員長 石橋クリーンセンター所長。

石橋クリーンセンター所長 クリーンセンターの石橋です。どうぞよろしくお願いいたします。

葛城市クリーンセンターは、平成29年4月1日から運営を開始させていただいております。当初、市内5業者による組合のほうで、一者随意契約というふうな形でこの業務を委託しておりました。その後、金額を何とか下げる方法がないのか、企業努力で何とかならないのかというふうなご意見を賜りまして、一般競争入札をさせていただきまして、旧宇陀環境株式会社、現在のアクアソリューション株式会社に業務が交替しております。その後、一番最新の情報としまして、10月にまた次の契約更改がございまして、落札業者が葛城市クリ

ーンセンターリサイクル施設運転管理業務及び資源ごみ等収集運搬処理業務株式会社中和・栄伸開発株式会社共同企業体、こちらのほうの業者に落札されておるような状況でございます。

実際の業務内容につきまして、私が来る以前から、特に市民の皆様からクレーム等の連絡はございません。収集の態度が悪いとか、収集が荒っぽいとか、そういうふうなクレームはございません。たまに収集ができてないということで再収集というふうな形はございますけれども、特に業者に対するクレーム等はないということで、特に問題ないと思っております。以上です。

藤井本委員長 梨本委員。

梨本委員 分かりました。市民の方に迷惑がかかってないということが一番大事なことかなというふうに思います。参考までに、私も最近の入札結果も見せていただいたんですけども、当初の一者随意契約で長期契約をしていたときの月額からその次の3年間、そして今回、次の来年2月からの契約になると思うんですけども、契約金額の推移というのも、もし今手元にあるようであれば金額的などころも教えていただきたいのと、次の業者に対して、また同じようにしっかりと指導等も必要かと思うんですけども、その辺りの準備等もお聞かせいただきたいと思います。よろしくお願いします。

藤井本委員長 石橋所長。

石橋クリーンセンター所長 クリーンセンター、石橋です。よろしくお願いします。

当初の金額が、資料がなくて、たしか1,400万円から1,500万円ぐらい、月で、それぐらいの金額だったと思います。アクアソリューションになりましたら月715万円です。今の最新の数字が月414万7,000円となっております。新しい業者に来ていただきましても変わることなく、契約書、仕様書に準じ業務を行っていただきたい。それに対して私どもクリーンセンターの職員が確認、指導、観察をさせていただきたいと考えております。

以上です。

藤井本委員長 梨本委員。

梨本委員 ありがとうございます。当初からすると4分の1ぐらいに抑えられて、その中でサービスも維持できているということは、本当にクリーンセンターの努力だというふうに考えております。今後も市民の方にしっかりと、分別も含めて啓蒙もしていただきながら、この葛城市の、これは資源ごみだけですけども、ごみの分別等もしっかりとできる、カーボンオフセットですかね、ゼロカーボンに向けての取組も含めて期待をしておりますので、よろしくお願いいたします。

藤井本委員長 ほかに質疑ないですか。

(「なし」の声あり)

藤井本委員長 ないようであれば、これでクリーンセンターリサイクル施設運転管理及び資源ごみ収集運搬処理委託業務に係る最高裁判所の決定については以上といたします。

次に、(2) 水道事業に関する事項についてを議題といたします。

令和4年12月16日、ほぼ1年前になるわけですけども、水道の単独経営をされました。

水道ビジョンの策定についてのスケジュールについては、9月定例会の本委員会で報告をいただきましたが、その後の状況はまた、先頭に立って一体化を進めておられました奈良県知事が交代されたことによる影響、県域水道一体化により設立されました奈良県広域水道企業団設立準備協議会の状況についても、葛城市は一体化に参加している団体に水質の検査を依頼しておりますし、何より県営水道の受水も20%から30%の受水というのをしているわけでございます。どのような協議が行われているのか、委員の皆様も心配されているところだと思います。また、先日の杉本委員の一般質問でございました水道水の水質基準値を満たしていないときがあったという件についても、同様に心配をしているところであります。

そこで、これらの件に関しまして、上下水道部長から説明を求めたいと思います。

井邑部長。

井邑上下水道部長 上下水道部、井邑でございます。どうぞよろしくお願ひいたします。

調査案件2番目の水道事業に関する事項についてでございます。

まず、本日配付の資料のご確認をお願いいたします。資料1、資料2、参考資料の3点となっております。不足等はございませんでしょうか。

それではまず、水道ビジョン改定業務の進捗状況につきましてご報告申し上げます。資料1をご用意ください。

この水道ビジョン改定業務は、平成23年3月に策定し、平成31年3月に見直しを行っております水道ビジョンの改定を行うものでございます。老朽化した施設の更新を進め、かつ将来的な水道料金への影響を極力抑えるため、存続する施設の選定や管路更新の優先順位など、中長期的な視点で今後の施設整備の在り方を十分整理するものでございます。また加えまして、新規水源の開発に向けた検討も進めてまいります。

業務内容といたしましては、資料の上段から新規水源開発調査検討業務、中段に基本計画策定業務、下段に水道ビジョン策定業務と3つの項目がございます。現在は、新規水源開発調査検討業務と基本計画策定業務の2つの項目について進めているところでございます。赤で囲んでいる部分が既に作業に着手しております項目となります。

1つ目の項目の新規水源開発調査検討業務につきましては、現状の把握、新規水源開発方策の適用性の検討を進めているところでございます。現状の把握につきましては、一定の結果を確認し、データの整理を実施しているところでございます。新規水源開発方策の適用検討につきましては、候補水源の選定を検討中でございます。

2つ目の項目の基本計画策定業務につきましては、現状の把握、事業の評価・分析、水需要予測、更新需要財政収支の検討及び施設面の課題抽出について進めてまいります。このうち現状の把握、事業の評価・分析につきましては、一定の結果を確認しております。施設面の課題抽出につきましては、施設・管路の機能評価を実施中でございます。水需要予測、更新需要財政収支の検討につきましては、検討用のデータ整理を実施しているところでございます。今後は、検討してきた項目や事業及び施設の課題を十分整理した上でさらに検討を重ね、一定の結論が得られた段階で施設整備の方向性を決定していくこととなります。

続きまして、口頭ではありますが、奈良県知事が交代されたことによる影響と奈良県広域

水道企業団設立準備協議会の状況につきまして、併せてご報告申し上げます。

本年2月1日に県、市町村及び奈良広域水質検査センター組合の26団体の長により、一体化後の運営方針である基本計画が策定されるとともに、水道事業等の統合に関する基本協定が締結されました。

4月1日に奈良県広域水道企業団設立準備会が法定協議会として発足いたしました。

7月21日に法定協議会としても、知事が交代されても初となる第1回奈良県広域水道企業団設立準備協議会が公開で開催されました。その概要でございますが、報道資料等によりますと、知事が県のシミュレーションについて見直しの甘さを指摘し、事業経営がより厳しくなった場合など複数の料金のシミュレーションを用意する必要があると述べられました。そのほかにも知事は、計画を見直すためには事業開始が多少1年ぐらいいは遅れてもいいのではないかと思う、当初から28団体がそろわなくてもいい、参加できる団体から始めてもいいのではないかと、料金も当初から統合する必要はないとも述べられています。参加した市町村からは反発の声もあったようですが、最終的に、県が検討事項をまとめた上で早期に再度協議会を開くとされました。

10月5日にその2回目が非公開で開催されました。その概要ですが、報道関係資料によりますと、知事が検討した結果、経営統合より事業統合のほうが投資効果がよいことが分かったとし、事業統合など従来の枠組みに沿った検討を進める方針を表明。その上で水道料金の算定期間を5年から3年に短縮する案など、新たな論点を提示されました。そのほか、企業団への途中参加に道を開くための規則づくり、不参加団体への用水供給単価の決定、各団体の人口規模に応じた企業団議会の議員定数配分なども、新たな論点として検討を求められたとのことでございます。

最後に、トリクロロ酢酸の水道水質基準超過につきましてご説明を申し上げます。資料2をご用意ください。

令和元年から令和5年に実施した水質検査の結果、合計5回、トリクロロ酢酸が水質基準を超えて検出されていたことについてお知らせいたします。

1番として、超過した検査項目及び基準値でございますが、トリクロロ酢酸で基準値が0.03ミリグラムパーリットルとなっております。

2番として、採水日及び検査結果を表で表しております。令和元年7月2日には、新庄浄水場内、北花内、笛堂にて超過基準となっております。令和2年10月12日採水の検査におきましては、北花内、笛堂で、令和3年7月13日採水では、北花内、笛堂で、令和3年8月17日採水分につきましては、北花内、笛堂、令和5年6月13日採水分につきましては、北花内にて基準超過となっております。

3番としてこの原因でございますが、トリクロロ酢酸は水中に含まれるフミン質等の有機物と消毒剤の塩素が反応して生成される物質であり、発生は水温の上昇、原水の有機物の上昇、末端給水栓までの到達時間が長いことなどの条件が重なったためと思われれます。

4番、対応といたしまして、トリクロロ酢酸の基準値は生涯にわたり連続的な摂取をしても人の健康に影響が生じない水準を基とし、安全性を十分考慮して設定されており、基準値

を超えたことにより即座に健康に影響を与えるものではなく、5回の基準値の超過を確認したいずれの場合も水道原水の水質が悪化していると思われる水源からの取水量と、残留塩素濃度が確実に確保できる範囲内で塩素の注入量を調整し、末端管路のドレンでの排水により滞留時間を短縮する対策を行いました。その後直ちに検査を行い、基準値以下であることを確認したため、摂取制限等の措置は行いませんでした。

次に、参考資料をご覧ください。先ほどの資料に加え、再検査の状況、遊離残留塩素水質検査結果、降雨量の状況を記載しております。

左上段の表、トリクロロ酢酸水質検査結果についてですが、トリクロロ酢酸の水質検査は年4回行うことを基本としており、新庄浄水場系については、令和2年度より夏場に3回追加して行っております。新庄浄水場系の再検査の結果を表示しておりますが、右側記載の他の配水系統における結果よりは高い値であるものの、全て基準値以下となったことを確認しております。

右下、降雨量の表の令和元年7月2日を見ていただくと、6月30日から7月1日の2日間に51ミリの総雨量、令和2年10月12日では、10月8日から10月10日までの3日間に177.5ミリの総雨量、さらにその下におきましても、119ミリ、163.5ミリ、291.5ミリの総雨量と、採水日の直前に相当の降雨量があったことが分かります。先ほどの資料の中で、原因の1つとして原水の有機物の上昇を挙げましたが、この降雨量の多さも有機物の状況に影響した可能性が高いと考えられます。

左下、遊離残留塩素水質検査結果の表では、0.1ミリグラムパーリットル未満という結果が3回出ておりますが、いずれのときも採水時には基準値以上であることを確認しておりますので、採水から検査までの間に低下した可能性が高いと考えます。

トリクロロ酢酸の水質基準超過の件につきましては、これまで県域水道一体化調査特別委員会や市民説明会、市民報告会において数値が高い状況にあることはお示ししておりましたが、基準超過した採水日や検査結果につきまして詳細な報告をしておりませんでしたことをおわび申し上げます。

今後、ホームページでは全ての水質検査結果を公表いたします。もし基準値が超過した場合には、資料2に準じたお知らせを行ってまいりたいと考えております。

以上、報告と説明とさせていただきます。よろしくお願いいたします。

藤井本委員長 今、水道に関してですけれども、いろんな部門というか多岐にわたってのご説明をいただきました。今、説明をいただきましたどの部分からでも結構です。この部分だけというふうに区切らんと、来ていただいているので、今の説明に関しての質問に入りたいと思います。何か質問はございませんでしょうか。

梨本委員。

梨本委員 よろしくお願ひします。

このトリクロロ酢酸の水道水質基準超過について、これ、県議会のほうで県議会議員の方が何らかの委員会で質問をされたというところから、こういったことがオープンになってきたのかなというふうに思います。せんだっての一般質問で、杉本委員のほうから初めて詳し

い状況というものを私も聞かせていただいたわけなんですけれども、今回、トリクロロ酢酸、これが令和元年から継続的に超過しているときがあると、基準値がオーバーしているときがあると。水質基準項目でいうとこの51項目というのは、法令で基準値を守ることとされている項目ということでございます。それがこの資料の4番のところにありますと、生涯にわたり連続的な摂取をしても人の健康に影響が生じない水準を基とし安全性を十分考慮して設定されており、基準値を超えたことにより即座に健康に影響を与えるものではなくというふうに記載されているわけなんですけれども、どっちなんですか。

そもそも51項目は、この基準を超えると健康被害が起こるかもしれませんよという基準で設定されているものだと私は認識していたんです。今、水質基準に関していうと、この51項目以外にも水質管理目標設定項目、これは水質管理上留意すべき項目、これは27項目あるんですけれども、他市の事例を見ると、例えば有機フッ素化合物なんかは基準項目に、目標設定項目に入ると思うんですけれども、これが超えた段階でも水道水の停止を求められたりとか、それからホームページで公開されたりとかしている。にもかかわらず、今回この51項目の1つが基準をずっと超えているときがあるにもかかわらず、それが安全上、健康に即座に影響を与えるものでないというふうに記載されているので、その辺りもう一回詳しく教えていただきたいんです。

というのも、杉本委員から見せていただいた資料によると、51項目の中でバツがついている項目、これはトリクロロ酢酸の項目なんですけれども、バツ印の項目については、水道法による水質基準に適合しないと書いてあるんですよ。適合しないものを、特に今回、北花内とか笛堂という名前が出ていますけれども、我々は飲んでいたのかということで、非常に市民の方は不安になられている方が多いと思うんです。その辺り、基準値を超えたということに関してどのように水道部局のほうで認識されているのかということも、もう一度詳しく教えていただけますでしょうか。

2つ目は、回数なんですけれども、全部で、令和元年7月2日のときは新庄浄水場内、北花内、笛堂、3か所で超えているわけですね。その後、令和2年、令和3年、令和5年と、北花内は全部超えているわけですよ。全部で、笛堂も合わせると10回基準値を超えているということになると思うんですね。果たして、本当にこれが全てなのかということも確認したいんです。これ以外に超えていることがなかったのか、もしくはこれ以外の項目でこういった基準値を超えているということがなかったのかということを確認させてください。

3つ目は、一番初め、この採水日、令和元年7月2日ですよ。先ほど降雨量なんかの説明も部長のほうからいただいて、結局、こういった原因がこうですよということは今説明をいただいたわけなんですけれども、全く収まってないというか、今の段階では、この先は出ることはありませんというふうに言っただけなのであれば安心なんですけれども、令和元年からずっと根治してないわけですよ。これについてどのような対策を考えられてきたのか、取られてきたのか、根治のためにはどういうことが必要であるとお考えなのかということも教えていただけますでしょうか。

以上3つ、よろしくをお願いします。

藤井本委員長 誰が答えてくれますか。

井邑部長。

井邑上下水道部長 上下水道部、井邑でございます。

ただいまのご質問第1点目、51項目の基準値につきましてですが、51項目ある基準値の中には、例えば一般細菌であったりとか大腸菌であったりとかいう物質がもし検出された場合には、直ちに異常水質と見て緊急停止なりの措置を図る必要がございますが、このトリクロロ酢酸につきましては健康項目で、50キログラムの人が1日2リットルを生涯飲んだとしても安全な数値を基準として定められておりますので、乱暴な言い方になるかもしれませんが、1週間飲んだからといって直ちに健康に影響を与えるものではないという意味でございます。

2つ目のご質問のこれが全てか、ほかにはないのかということでございますけれども、現在、残っております水質検査結果につきましては、これが全てでございます。

それと、今現在取っている対応につきましては、先ほど私のほうからご説明させていただいた水質が悪化している水源からの取水量を調整します。残留塩素がゼロにならない基準値以上であることを前提として、塩素の注入量の調整を行います。そして、末端で滞留水を逃すようなことをドレンを用いまして排水することで、滞留の水をなくすことを対策としては行っております。

これを根治する対策といたしましては、最終的に浄水方法を変える必要がございます。現在でございましたら、粒状活性炭による高度処理が有効であるとされておりますので、施設更新に合わせましてその方向で検討をしているところでございます。

あと、近々に検討をしておりますのが、末端のドレンで人為的に開閉しましての作業をやっておりますけれども、それをタイマー式にして、常時排水させるようなことも考えております。

あとは浄水場内で水温の上昇を防ぐために、天日そのまま当たるような状況を解消できないかという、そういう工夫についても今検討しているところでございます。

以上です。

藤井本委員長 ほかに。

梨本委員。

梨本委員 そうすると、この51項目、この間の一般質問でもおっしゃっていましたがけれども、いろんな絶対超えたらあかんもんもあれば、ちょっと超えても大丈夫というのものも、じゃないんですか。というのが、僕は全部超えたらあかんと思っているんですよ。1回でも超えたら、市民の人はやっぱり安心・安全に健康、これが体重50キログラムの人が2リットルを何年飲んだ場合に健康被害が出る可能性があるとかという基準で設定されているにしても、基準が0.03ミリグラムパーリットルになっている以上、それを超えた水が水道をひねったら出てきて、それを口にしていたとなると、やっぱり私も非常に、北花内に住んでいる人間として不安なわけですよ。それに関して今の部長の説明やと、ちょっとぐらい超えても大丈夫なんですよというふうに私は聞こえてしもたんですけども、そうではなくて、徹底的にやっ

ぱりこの51項目に関しては守るという姿勢で、水道部局として私はこれはやっていただかんといけん数値やと思うんです。

少なくともこんだけの回数ずっと超えてて、今回初めて杉本委員の一般質問で葛城市議会でこうやって取り上げられるようになったわけなんですけれども、これ、公表できなかつた理由というか、前回、決算特別委員会の水道の決算認定のときに、杉本議員がこの資料で本当に全部ですかという質問をされたのを私、記憶しているんですよ。そのときに、そうです、これが検査結果ですということが多分答弁されて、私はそのときは、そうなんやというふうに理解したんですけれども、蓋を開けてみると再検査の数字だったということが判明したわけです。これは法的には問題がなかったかもしれませんが、私、道義的にどうなのかなというふうに思うわけですよ。少なくとも1回目の水質検査から2回目の水質検査、これは例えば本当の短期間、半日なり1日なりで終わってしまっているということであれば、その間水道を飲んでいる期間というのも短くて済んでいるわけなんですけれども、どれだけの期間がその間空いてて、その間、市民の方はそれを注意することもできずに、分かっていれば、少なくとも私は注意できると思うんです。浄水器を通すなり、一度煮沸して水を飲むなり。そういうこともすることなく2回目の検査結果だけを見て、ずっと基準値、大丈夫だというふうに思いながら飲んでいた市民にとってみると、私は裏切られたぐらいの感覚があると思うんですよ。その辺り、なぜ1回目の数字を公表できなかつたのか。これは法的には問題ないという答弁になるかもしれませんが、その辺りどう考えていいのかということをお我々に聞かせていただきたいんです。

少なくともこの基準値を超えている段階で、どういった対策を取られているのかということに対して、令和元年からずっと続いているわけですから、少なくとも私はどういった報告を、市長にも報告されたでしょうし、それをホームページで公開するということをしておけば、ここまで不信感は募らなかつたと思うんですけれども、そういったことの手続上、先ほど問題、そういうふうにオープンにしてこなかつたことについては申し訳なかつたということをおっしゃられましたけれども、申し訳なかつたで本当に済むのかなど。口にした人からすると、やはり気持ち悪いと思うんです。その辺り、今後はオープンにしていきますということなんですけれども、ここまでこういったことを5年間積み重なったことについて、認識をお答えいただきたいと思います。

藤井本委員長 井邑部長。

井邑上下水道部長 まず、私の先ほどの発言で、少しぐらい基準値を超えていてもと思われたことにつきましては、適切な言い方ではなかつたかと存じますので、お謝りいたします。51項目の基準値については全てが基準値を遵守されるべき項目でありますことは十分認識しておりますので、そのことにつきましてはご理解いただきたいと思ひます。

それと、今までホームページにおきまして2回目の水質検査結果のみを公表しておりましたことについては、反省することしかできないんですけれども、強いて言いますれば、原則的にも初回の結果を水質検査の正式な結果とすると、平成29年の4月1日からそのような厚生労働省の水道課長通知の留意事項におきまして追記されておるところでございますけれ

ども、その認識は持っていなかったといいますか、その認識不足もございまして、その後も初回ではなく2回目の検査結果を公表しておりました。この点につきましては重々反省する一点でございますけれども、今後は先ほどもおっしゃられたように、全ての検査結果を公表するようにさせていただきます。

以上です。

藤井本委員長 梨本委員。

梨本委員 本当にこれに関しては、私、冷静に話をしていますけれども、すごく胸に持っているものがあるんです。正直、基準値が高いというのと超過しているのは全然違います。基準値がトリクロロ酢酸であるとか、それからカビ臭がするとか、これが高いというのと基準値を超えているのは全然違うと私は思うんですよ。ですので、少なくとも厚生労働省の課長の通知、これも見落としていたということもあるかもしれないんですけども、私からするとこんだけの長期にわたって、これ、隠蔽してたんかと。そうではないと信じたいですけども、そう取られてもしょうがないような事象だと思うんです。ですので、このことについては本当にしっかりと今後オープンにさせていただくということも含めて、対策も取っていただくということを切に要望したいと思っています。

ほかにも聞きたいんですけども、一旦これで。

藤井本委員長 ほかの方の質問もあろうかと思しますので。

ほかに。

増田委員。

増田委員 令和5年6月13日の数字を見たときに、0.041ミリグラムパーリットルということは、今もなおその基準値をオーバーするような要素が継続的に存在すると、こういうふうに解釈いたします。この説明のフミン質等の有機物と消毒剤である塩素との化合物がトリクロロ酢酸であると。ということは、フミン質ですね、この量が減らないと、この量を何らかの形で減らさないと、この数字は私、動かんのと違うかなと思うんです。

奈良県の浄水場でも、同じような数値オーバーした事例が見受けられました。それは桜井浄水場の例ですけども、あそこもこの数字が基準をオーバーしたというのがネットのほうにも、私、調べたら出ていました。上流を遡りますと天理ダムの水ですね、あそこの上流は。その天理ダムの湖底にフミン質の層があって、微生物の分解によってこの基となる、数値の基準となる、基準となるんですか、湖底にある有機物の分解の度合いが原因であるという。

私、前にも竹内の藻ですか、発生したときに、結構、池底に藻であったり微生物であったりというのが、汚泥ですよ、そういうものが沈殿してて、そういうものは定期的にしゅんせつ改良事業も入れていって、浄化能力を上げる作業も必要じゃないんですかというふうなことを質問した記憶があるんですけども、こういうところに影響するとは私、想像してなかったんですが、そのときは藻の発生ということでご指摘させていただいたんですけども。

私、何が言いたいかというと、これ、ずっともやもやで、令和5年6月13日の数字をまだ継続して、この数字が横ばい状態で存在しているということが、根っこの部分を改善すると。この数字が基準値をはるかに下回るような根本的な改修、改善の手だてというものをし

ていただかんと、すっきりせえへんのと違うかなと思うんです。そういう根っこの部分の改修、改善のための工夫を検討されているのかどうか。北花内、笛堂の一番後ろの部分で、一番濃い部分になるのかな、一番末端やからね。それを抜きますということだけで解決せえへんのと違うかなと思うんです。だから、源流の対策というものも、もしそれが原因であれば、当然、フミン質の存在というのは、私は源流の湖底にあると思うので、その辺のことを考えておられるのかなというのをお聞きします。

それから、最初に説明いただきました資料1の、これ、非常に期待をするところやと思うんですけれども、新規水源の開発についてでございます。これは私、ぜひとも、ぜひともいいですか、イメージではまだまだ新規水源というのは、活用できる水源というのが候補としてあるんじゃないかなというふうに思うんですけれども、これ、選定検討中と書いていますけれども、目星的なものは持っておられるのかどうか。大体、新規で目星はつけていますとか、将来にわたっての新たな水源というの、目星をつけておられるんでこういうふうな表現をさせていただいているのかなと期待をしているんですけれども、その辺のところをお聞きしたい。

それから3つ目は、知事の見直しもかかっていますよと。途中参加というようなこともちらっとお話が先ほどありましたけれども、当初の、当初といいですか、30年間といいですか、いろんな議論の中では途中加入はあり得ないみたいな説明であって、その辺から柔軟性をこのように持たれたというふうに私、聞いたんですけれども、そこのところもう少し詳しく、30年間の縛りのところをお聞きをしたい。

3点お願いします。

藤井本委員長 福森課長。

福森水道課長 水道課、福森です。どうぞよろしくお願ひいたします。

まず1点目の原水につきましてですねけれども、今、水質、赤という形にはなっていますのやけども、今でも藻の発生とかでコンサルタントには委託しています。今後、そういった専門のコンサルタントに水質の検査とか調査という形で委託することを考えております。

全体として夏場、6月から9月がどうしてもいろんな藻の発生がいて、10月以降でしたら数値のほうも安定した水質で下がってはきますねけど、どうしても6月から9月までの間はいろんな藻の発生、それからさっきの滞留も含めて数値オーバーになっていますので、その対策も取って、今後、進めていきたいと思っております。

次に、新規水源の候補地ですが、候補地としてはまだ今選定中ということの報告を受けていますので、今後、来年の3月に向けて候補地を選定する予定になっております。

最後ですねけれども、県域水道一体化の30年間の中の途中参加につきましては、あくまで議事とか議事要旨とか知事のコメントだけですので、具体的な話自体は把握できてないのが現状でございます。

以上でございます。

藤井本委員長 井邑部長。

井邑上下水道部長 今の課長のとおりですけれども、一部だけ補いさせていただくとすると、各池の水

源地の池底のしゅんせつにつきましても、農林課あるいは地元の区長、水利組合などとも協議・検討してまいりたいと思っています。

それと直近で出ております令和5年6月13日採水以降、7月、8月、9月、10月と4回検査を行っておりますけれども、それらにつきましては全て基準値以内に収まっておるところでございます。

以上です。

藤井本委員長 増田委員。

増田委員 私は汚泥ですね、木の葉っぱが池のところに沈んで、分解して汚泥になって、温度が上がって、温度が上がったときにその分解が盛んになって、この数字のところに至ると思っています。ちょっとだけ化学が頭の隅にあるんで。となれば、こんな私は汚泥のしゅんせつが根っこを引き抜く一番の得策やと思います。今、井邑部長がおっしゃったように、池底の汚泥のしゅんせつについては、水道事業じゃなしに農林の補助金の中に池のしゅんせつという助成事業があります。前にもお話をしたと思うんですよ、竹内のときにね。そういうことも早く、前に言ってから半年、1年近くなると思うんですけど、そういう原因を早くキャッチして、私は池底しかないと思っているので、それを早く判定していただいて、その事業に着手していただく必要があるのかなと。

ただし、私、ずっと竹内も中戸も触れなかった理由というのは分からなくてもいい。というのは、竹内の池の水を全部抜いて、その間に供給する原水は県水で補充せなあかんという。そういうことで継続的に水を送るために、あの池底のしゅんせつができなかったというのも、私は原因の1つにあるのかなと思うんですけども。それはそれとて5年に一遍とか、そんなに頻繁に毎年しゅんせつする必要もないと思うので、ある一定の5年に1回とか、泥上げ、しゅんせつの着手をコンサルタントにも聞いていただいて、恐らくそういう判定をしていただけたかと思っておりますけれども、よろしくお願ひしたいと思ひます。

それから、新規水源については、私が聞きたいのは、明るい話題として新たな新規水源も見通しを立てて供給、県水の依存度をちょっとでも地元の水源を使った水道に今後、その方向で取り組みますというふうな模範回答をいただきましたんですけども、まだ調査中と言われると心寂しい思ひでございますけれども。

もう一度、汚泥の除去について、さっき言うてもうたけども、あれでよろしいですかね。早速取りかかる、分析していただくということをお約束していただきたいと思ひますので、これ、3回目やと思ひるので、よろしくお願ひしときます。

藤井本委員長 ほかに。

私のほうから資料の確認ということでお尋ねするんですけど、資料2のところ、令和元年から令和5年に実施した水質検査の結果だけをつけていただいているわけですね。もちろん水道のことですからそれ以前の水質検査というのがあったと思うのやけど、この以前ね。令和元年から出たという問題、要は聞こうとしているのは、理解したいのは、令和元年から出たものなのか、それともそれ以前から出ていたものなのか。令和元年から資料としてつけていただいているわけですか。そやから、普通に考えると令和元年からですよと見えんねん

けども、じゃあ、その前はどやっつたんというのが分からないんですよ。つけていただいた資料だけでいくとね。

井邑部長。

井邑上下水道部長 上下水道部、井邑です。

基本的に水質検査結果の保存が5年とされておりますので、それ以前は私はなかったものと思っておりますけども、それが100%かと言われれば分からないところもございますけども。ちなみに、このトリクロロ酢酸の0.03ミリグラムパーリットルという数字が平成27年に強化されておりますので、ないとは思いますが、万が一あったとしたら平成27年以降についてということでございますので、それ以前は絶対はないかと思えます。ただ、保存している検査結果がないもので、私はないものと思っております。

以上です。

藤井本委員長 ほかに質疑ないですか、質問。たくさんまだまだ出てくると私は思っているんですけど、ほかにないですか。2回目の方でもいいですよ。

柴田副委員長。

柴田副委員長 先ほど部長がおっしゃったように、トリクロロ酢酸の水質基準の改正が平成27年の4月にあったということを私もちょっと調べて、以前は1リットルにつき0.2ミリグラムが基準値で、それ以降で0.03ミリグラムになったということは、トリクロロ酢酸がやはり有害物質であるということで、その基準値が強化されたという認識をしているんですけども、その上で基準値を上回る数値が出ていたということに関して、私たち市民が知らなかったということに関してすごく違和感があるんですね。水というのは人の基本的な生活の基盤になるもので、絶対安心・安全であるから私たちはその水を何の違和感もなく使っている、飲んでいるというところで、その情報が警告とまではいかないですけども、こういう基準値が出ましたということが知らされなかったということに対して、市民の方はやはりすごく、本当に信頼をなくされたのではないかなと私自身も思っているところなんですけれども。こういった基準値を上回るような値が出た場合、外部に対して水質、汚染まではいかないとは思いますが、汚染事故の連絡体制というのは、外部に対しては多分、水質検査計画というのを私も引っ張ってきたんですけども、そこには書かれているんですけども、内部でそういう異常値が出た場合、どういう報告を市長までちゃんといつてるのかどうかということをお聞かせいただきたいと思えます。

藤井本委員長 誰が答えますか。異常値が出た場合のときの対応をどうしてんのと、市長にも報告してんのかと。

福森課長。

福森水道課長 水道課、福森です。

ただいまの柴田副委員長のご質問にお答えさせていただきます。

異常値、要するに水質基準値を超えている場合には、その時点で市長には報告はさせていただきます。

以上でございます。

藤井本委員長 その体制をどうしてんのと。報告はしているけども、その後どうしているのとか、会議をするとか。

福森水道課長 改善といたしましては、先ほど言った塩素の低減化ということで対策を取らせていただいて、対応のほうはさせていただいて、特に高温水域の原水検査の頻度とかを増やしたりとかいう形、それから、浄水場から給水栓までの流達とか、滞留時間を短くする形とかいう形で……。

(発言する者あり)

藤井本委員長 ここで、理事者側が相談をされているようでございますので、暫時休憩いたします。

休 憩 午後3時02分

再 開 午後3時10分

藤井本委員長 休憩前に引き続き、会議を再開いたします。

それでは、理事者側、もう一度ご答弁をお願いいたします。

井邑水道部長。

井邑上下水道部長 上下水道部、井邑でございます。

先ほど答弁いたしました市長にはその旨報告しておりますという件につきまして、訂正をお願いしたいと思います。

この6月13日に採水しました検査結果を受けて再検査しました結果のみ、市長には報告をさせていただきました。それ以前の部分については報告が漏れていたものとなっておりますので、訂正をお願いいたします。

今後は当然、内部での報告を含めまして改めさせていただく所存でございます。

以上です。

藤井本委員長 私も怒ったらあかんけど、市長にも報告してないし、議会にも報告してないしね。あの……。

質疑を進めましょう。

梨本委員 これ今、6月13日の再検査、つまり基準に満たしたものだけ市長に報告したということですか。内部統制どうなっているんですか。こんな51項目、例えば水道法に基づく基準項目ですよ。これ、超えたことを一度も市長に報告せずに、今回、昨年12月に市長、単独を宣言したはるわけですよ。ここに影響しなかったんですか。これは影響しないんですか。こんな重要な問題を判断基準の1つとせずして、葛城市は単独を決めたんですか。市長、昨年、言うたはりますやんか。従来どおり身近な場所からきめ細やかな住民サービスを今後も続けていきたいという思い。これ、踏みにじってますやん。きちっと水質に対する報告も上げずにどうやって市民サービスやっていくんですか。少なくとも、市長、ほんならちょっと私、一切これを報告を受けていなかったという前提で聞きたいんですけど、市長、これを聞いてどんな指示をされたんですか。聞かせてください。

藤井本委員長 阿古市長。

阿古市長 正確に申し上げないといけないと思います。今回報告を受けたのは、一度基準値をオーバーしました、再検査の結果、問題はありませんでしたという報告を受けたということでござ

います。それが直近の6月の時点であったように記憶をしておるところでございます。

データを見ていただいたら分かりますように、ある1つの水源地が非常に数値的には厳しい数値を推移している。それが基準値をオーバーするかしらないか、その時によって違います。意図的に年7回の検査をしております。通常の検査ですと年4回が基準ですけども、危ういので現場では7回の検査をしていたようでございます。今から考えてみますと、トリクロロ酢酸につきましては水道ビジョン等の現場からの報告の中に、気をつけるべき項目の1つとして挙げていたようには記憶をしております。その数値が平成27年に約7倍から8倍きつくなったというのも事実ではございますけども、過去においてもやはりその水源池は、トリクロロ酢酸の数値は0.03ミリグラムパーリットルという数値に対しては非常に際どい数値で推移していた可能性があると思っておりますが、ほかの水源池につきましては、平岡、竹内、兵家浄水場ともに安定した数値を維持しているという具合に認識をしておるところでございます。

今回ご指摘を受けましたので、まずその原因究明をする必要があると感じております。長期的には水源池の更新に対しては、ろ過の方法を高度水準のものに変える必要があるとは考えておりますが、それまでの間にどのような安定した数値を維持できるのかということにつきましては、塩素とフミン質の共有する時間が長ければそうなるということですので、ドレンを使った形、放水ですよね。使った形で回避できるのか、その辺の検討も重ねていきたいと感じておるところでございます。1水源池につきましては非常に際どい数値であるというのは認識をしております。ですので、まずその1つの水源池については非常に注視をした形で、安定した水準まで維持できるような形を取りたい。常に基準値以下である。7回やったうち去年は1回出ておりますので、再検査は出ませんでしたけども、そのようなことがないような形に持っていきたいと思っております。

今後、ご指摘をいただいておりますので、監督、指導を強化してまいりたいと感じておるところでございます。

以上でございます。

藤井本委員長 ほかに。

松林委員。

松林委員 自己水で基準値、トリクロロ酢酸ということですけど、これ、県水は大丈夫なんかな、県水もしっかりと基準値を満たしとるんかということも気にはなります。ほんでまたこのトリクロロ酢酸に含まれるフミン質というのは、植物や動物の分解物質から発生した有機物。そして、このフミン質というのは水の浄化や金属イオンの吸着など、効果も持っている。イオンですね、金属イオンとかそこらも吸着は持つとるんやけど、ただここに塩素が反応してトリクロロ酢酸というこういう物質になると思うんですけど、それを長い間、管路の中にフミン質が存在する。そこに塩素が長く反応して悪さをするんかなとは思いますが、この根本的解決、これはどのようにお考えなのか。さっき増田委員も言われたけども、このトリクロロ酢酸の根本的解決はどのようにお考えかということ。ほんで、このトリクロロ酢酸、少量であれば体に影響はないよと。体重50キログラムの人が10年間、毎日2リットル飲ん

でも影響はないと言うんやけども、具体的にはこれ、過剰に摂取するとどのような人体に影響が及ぶんかということも教えていただきたいなと思います。

藤井本委員長 阿古市長。

阿古市長 トリクロロ酢酸自体は除去する方法としては、多分幾つかの種類があったように思います。ただ、その中でどれを選択するのかというのは考えないといけないのかなと思います。ある意味、これからの水道水を考えると、ろ過方法を活性炭等を入れたような高度なものに変えていく必要があるというのは、当然、更新の段階では考えておるんですけども、それまでの間にはどのような仕方で除去できるのか。それと、フミン質自体は必ずしも池底にある腐食した植物とかの残渣の影響だけでもない、自然界にはあるようには聞いておりますので、それだけではないとは思いますが。それと、夏場に多いというのはやはり温度との関係、反応速度との関係、それと塩素との接触時間との関係がトリクロロ酢酸の生成量に影響が出てきますので、部長なり課長なりが当初答弁いたしました、これ、一番端末で実は測っているんですね。一番水が逃げない場所。最終地点で計測しておりますので、ですので定期的にその最終のところまで放水をしますか、たまらない状態に持っていくような作業も1つは有効なのかなと感じておるところでございます。検討は随時重ねて、常に安全な数値でいけるように考えていきたい。現実7回やったうち1回出ておりますので、特に夏場は気をつけていかないといけないという認識を持っておるところでございます。

藤井本委員長 井邑部長。

井邑上下水道部長 上下水道部、井邑です。

過剰に摂取するということなんですけども、食品安全委員会の中でそういった評価、ラットですとかマウスを用いた試験、検査を行っておられまして、あるマウスからは肝臓がんですか、そういった兆候が見られたという検査結果を受けて、それを評価されたところ、現在の0.03ミリグラムパーリットルという数値に改められたということございまして、ただ、人体へのそういった影響については、現在のところは報告はないというように認識しております。

以上です。

藤井本委員長 阿古市長。

阿古市長 通常、化学物質を調べる場合は、ラット、マウスですよ、を使って試験します。人体実験をするわけではございませんので。ですので、かなり濃い濃度のものをマウスに吸収させます。それを今度、濃い濃度と薄い濃度との差と、それと体重、マウスの体重と人間の体重との比較の中で、どの程度までが安全だということを数値として出してくるということです。ただ、その数値も安全係数が入ります。すなわち、その2倍とか3倍とか安全係数を掛けた中で、安全を見た中での数値設定を食品衛生法なり、通常の薬剤の毒性という判断基準にしているというのが私の知識の中での理解です。ですので、最近の試験としては、多くあるのはやはり発がん性物質の検査を非常に重視されているように聞いております。

ですので、部長が少しぐらい飲んでも安全やというのは、それはちょっと言い過ぎなんですけども、それが直ちに影響するということではない。その濃度のものを一生飲んだとし

て、蓄積したとして、それでどうなるのか。それも安全係数を見た形での数値としての国の基準値の設定であったように理解をしております。ですので、たしかトリクロロ酢酸の分を、私も検索したら分かるんですけども、例えば嘔吐であるとか発熱であるとか、そういうふうな化学物質の反応というのは、高濃度のものを摂取すれば出るように記憶をしております。

以上でございます。

藤井本委員長 松林委員。

松林委員 今ここには書いてないんですけど、トリクロロ酢酸を、安全係数を見た上での話なんですけども、過剰に摂取すると発がんの可能性もありますよと、肝臓がんとかそこら辺の発がんもする可能性もありますよということで認識しました。ほんで、トリクロロ酢酸の発生について、これの対策としてはろ過方法ですか、これやけど、池底のしゅんせつというのはあまり効果ないんですかな、これは。どうなんですか。

藤井本委員長 阿古市長。

阿古市長 先ほども申し上げましたように、4水源あるうちの1水源が非常に際どい数字が出ておるといところでございます。ほかの水源につきまして、では、それをしゅんせつしているのかというところでもない部分があったりしますので、ですので、1つの水源がどういう形でそういう形になるのかというのは調査しないと、その原因はこれですという言い方は多分できないのかなという気はします。

藤井本委員長 ほかに。

杉本委員。

杉本委員 僕、一般質問をやったので、質問としてはあのとき大概聞いたんですけども、やっぱりちょっとトリクロロ酢酸の認識とかって温度差というのがあるのかなと思っていて、我々、市民の方の代表でここへ来ていますけども、やっぱりこういうふうに決められた数値が超えるというのはあかん水なのと違うのと思っちゃるところと、いや大丈夫、一般質問でも今の答弁でもしていただいて、トリクロロ酢酸というのは人体に影響があるかもしれないし、ないかもしれないぐらいの認識っちゃ認識なんですけど、この水質検査に引っかかっているのはあかんでしょう。ほんで、1回目引っかかっているのに、それは置いて2回目を公表しているのが駄目でしょう。去年の県水に入るか入らんかというときに、高い高いとは聞いていたけど超えてんかいみたいな、そこはあかんでしょうという問題で、それを踏まえて県域水道を考えたほうがよかったんじゃないというのが僕の意見なんですけども。

今、原因がこれだとかというのは、専門家でもないんでね、皆さん、はっきり言って。じゃなくて、専門家にちゃんと頼んで、この可能性もある、この可能性もあるというふうにしていって、どうしようもなく、ろ過とかするというお話を前向いてやっていただかないと、決め打ちでやられたら、それで絶対大丈夫なんと僕は思っちゃいますし、一旦、それは専門家とかコンサルタントとか分からないですけども、しっかりと精査をしてもらって、温度差をここからは埋めていってほしいんです。我々はこれ、市民の皆さんに説明できません、1回引っかかっているというのは。それがどういう物質かは別として引っかかっているのは僕はあかんと思うんですけど、それを解決するためにしっかりやっていただきたいと思

うんです。ここから温度差を埋めていただいてね、びしっと。

ほんで、これ、僕は一般質問をしちゃったので皆さんも知っていると思うんですけど、委員長にお願いしたいのは、先ほども梨本委員がおっしゃったけど、これで全部なのか問題といつから出てるの問題と、結構あると思うんです。ほんで、これ、年何回かやられるわけですけども、またこれ、1回目、2回目とか質問しやなあかんのって話になってきて、そんなばかげたことはできないので、しっかり見ていかなあかんと思うんですよ。ほんで、6月、7月、8月、9月、10月が危ないですけども、1回この一般質問で上がった以上、理事者側もちゃんと集中してやるんですけどもね。いろんな解決策があるとおっしゃっているんですけど、まずは塩素水、塩素を数値を下げるというやり方。これ、僕、もともと北花内の水って塩素が少ないんですよ。今日データを忘れましたけど、トリクロロ酢酸が引っかかっているときも、0.1とかいう残留塩素のときもあるんでね。残留塩素で操作をするのは難しいんじゃないか。これ、僕の勝手な予想なので勝手にしゃべりますね。

となると、一番効果的というのは、県水のブレンドなんかなと思っちゃうんです。末端の水を流すというのは、僕、それは何の効果があるか分からないですけども、取りあえず手っ取り早いのは県水のブレンドなんかなと、勝手に素人ながら思うんですけども。そうすると、県域水道に入るときに、独自の水で頑張っていくますと言うのに、一般質問の答弁でもありましたけど、県水が頼りですみたいな、これは矛盾しちゃうと思う。だからこそ大抜本的な、何をどうするかって分からないですけども、浄水場をどうするというのも僕は分かりませんけど、取りあえずそこを専門家に、僕らじゃなくて専門家の方の意見を聞いてやっていただかないと、5年間ずっと出てんのやから、これからもずっと出ますよ、恐らく。根本何もしやんかったらね。ということは、来年の6月、7月、8月、9月も危ないということじゃないですか。次、出てきたら、また出たやんけとみんな言うでしょう。僕も言いますが。と考えたら今のうちからしっかり改善していただいて、しっかり発表はしていくって新聞にも市長が書いてあったから、発表はしていただけるから、これからはちゃんとした1回目の数値が出るわけじゃないですか。それはそれでよしとして来年のために、委員会としても強化して、これ、もう出ちゃった以上、来年もちゃんと水を見やなあかんと思うんです、ちゃんとしたデータをね。そういう体制にしていきたい。

ほんで、なおかつトリクロロ酢酸は、たまたま僕、うちの維新の松木からデータをもたらしたから分かりましたけど、ほかのデータね、梨本委員がおっしゃった、ないと言われても、僕も決算のときに聞きました、確かに。データはこんだけかと言うたら、こんだけですって。今も、ほかないの、ないですって、同じ構図じゃないですか。ということは、こっちでちゃんと調べて、ほんまにないかというところもしっかりと調べたほうがいいし、残留塩素に関しても0.1を切っているところがあって、調べたときはありましたと。水質センターへ持って行ったらなくなっていましたって。何だそれって思いませんか。もともと低いからそうなるんでしょう。これが高かったら、蓋も閉めて持っているんでしょう、多分。そんなんでなくなるわけないと思うし、ほんで、何の根拠もないじゃないですか、それって。今度、書類上は0.1未満って書いてあったことは、調べた結果0.1ミリグラム以下やったとい

うことなんですよ、単純に。それは言い訳にしかならないので、しっかりと安全な水を送り届けるためには、大根本から我々も見ていったほうがいいと思うので、委員長にお願いしたいのは、水道に関しては1年ないし2年間ぐらいは、1年間ですね、最低、しっかりと監視の目を、せっかく一般質問をさせてもらったので、お願いしたいと思います。

以上です。

藤井本委員長 何か答えをもらうとかないんですか。

杉本委員 僕はもう一般質問で質問はし切ったので。

藤井本委員長 私、ちょっと不思議に思っていることがあるねんけども、1回目を公表しなかったと。2回目やったら合格でしてん。その1回目と2回目の中に何があったと言うたらええんか、何で1回目があかんと2回目は基準値内に収まるという、どういう作業をされるんですか。今の話じゃないけど、県水のブレンドを増やすということか。1回目はあかんのに2回目やったら合格しますねんという、そこらを皆さん分かったはるのか分からないけど、ご説明いただきたいと思います。

井邑部長。

井邑上下水道部長 上下水道部、井邑です。

先ほど来、対処方法といいますか、対応策は何回かお話しさせていただいてまして、1つは悪化している可能性のある原水の取水量を調整するというは少なくします。その上で、末端での残留塩素濃度が確保できる範囲内で塩素の注入量を少なくします。3つ目としたしましては、末端のドレンを抜くことによって滞留時間を短くして、塩素との接触時間を短くする対策を取ります。主には今やっていますのはその3つの対策ですなれども、それをさせていただいて、その水を取った上で合格基準を満たすということを確認しておるところでございます。

以上です。

藤井本委員長 取水のところを減らすということは取水池を変えるということか、それとも、取水を減らすということは県水を増やすという、その考え方でいいのかな。

井邑部長。

井邑上下水道部長 1点漏れておりました。取水量を減らすことによって供給量を満たすことができない場合には、県営水道を増量いたします。

以上です。

藤井本委員長 分かりました。

ほかに。

松林委員。

松林委員 これはほとんど意見だけやと思うんですけども、先ほど杉本委員も言われたけども、やはり水道の専門家にお尋ねするというか、コンサルタントをつけていただいてしっかりと精査していただくほうが望ましいのではないかと、私はこのように思います。これは意見だけで。

藤井本委員長 阿古市長。

阿古市長 先ほども申し上げたんですけども、専門家に分析させたいと思います。いろんな可能性と

いうのはあると思うんです。その中を潰していく作業をしないと変わりませんので、非常に際どい数値で年間維持しているというのは確かなんです。年7回やったうち1回オーバーしたやないか、しなかったやないかというような意見もあるんかもわかりませんが、やはり基準値というのは守るべくしてあるものですから、その基準値を守れるようにどうすればいいのかということは、専門家に任した上で対応策も含めてしていきたいと思います。

それと今、年7回検査しております。年7回の回数を若干間隔を短くして、回数を増やした中での検証も必要やと感じております。最大限努力したいと思います。ありがとうございます。

藤井本委員長 梨本委員。

梨本委員 本当に最大限努力していただきたいというふうに切に思います。少なくとも、これ、本当に私、今回、大きな問題やと思うんですよ。私、今までいろんな例えばクリーンセンターの問題であったり、道の駅の問題でも、問題を隠蔽するとか、ちゃんと市民に公表していかないということに関しては、やはりこれはよくないということを言い続けてきたにもかかわらず、今回そういうことがまた起こっている。しかも、我々の健康に関わるような命の水に関してこういうことが起こったということに関しては、内部統制、組織内で、これに関しては一旦、これはどういうことでこういうことが起こったんだということを理事者内の行政内で一遍整理して、議会に報告していただきたいと思うんです。

少なくとも、1つだけ質問を追加でしたいのは、北花内、北花内って言うてる、末端って言うているけれども、これはどこですか。どこの水でこういうものが出ているのかということを知りたいんですよ。あまり場所を特定して市民の方、これを今見られている方が不安になるということもあるかもしれませんが、少なくとも今後どういうふうに注意喚起をしていかないといけないのかということも含めて、滞留しているというのが、滞留してる、滞留してるというふうに言われるので、どこのことを言うたはるのかなというのはすごく不安なんです。少なくとも私もいろんな方から陳情というか報告を受ける中で、たまにすごく水の色が茶色いとか、そんなことも聞いたりすることもありますので、そういったときはすぐに対策を取ってくださっていると思うんですけれども、これは目に見えないんでね。このトリクロロ酢酸の数値が濃い、薄いというのは、やはり不安をいかにして払拭していくかということが大事なことやと思います。これの場所的などころも含めて、言える範囲で教えていただけますか。

藤井本委員長 福森課長。

福森水道課長 水道課、福森です。

ただいまの梨本委員のご質問にお答えさせていただきます。

場所につきましては北花内、具体的に市の管轄の公園のほうで採水はさせていただいております。

以上でございます。

藤井本委員長 梨本委員。

梨本委員 公園やと、夏場ですよ。子どもが口にするんですよ。やっぱりそれはまずいですよ。そ

うということが1回目起こった段階で、やっぱり市民の方に注意喚起する。その少なくとも飲料水に関しては、ここ、飲まんといってくれとか、点検中とかという貼り紙でもなかったら、子どもが口にして、健康被害はないと言っているけれども、自分の息子やったらどうですか。自分の娘やったらどうですか。僕は不安になりますよ。そういうことも、やっぱり市民の思いも感情も考えて対応していただきたいと思うんです。

委員長、少なくとも去年まで、県域水道一体化調査特別委員会をやったわけですよ。ここに対しても一切報告もなかった。市長も知らなかった。そんな中で県域水道と単独経営の比較をして、今回、単独が決定したわけでしょう。今回、コンサルタントを入れて調査するに当たって、本当に単独でいけるのかということも含めて、本当にしっかりと議会に報告してもらわなかったらあかんと思うんです。今さら県域に入れるかということ、それに関しては難しいところがあるかもしれませんが、少なくともこの問題を解決して、安全・安心な水を市民に供給するということを担保できずに、何が単独やねんというふうに私は思いますよ。ですから、少なくとも調査、これを調査案件だけで本当に足りるのか。一旦閉めましたけれども、調査特別委員会の開催も含めて検討していくべき課題ではないかなというふうに考えております。

藤井本委員長 ほかに。

柴田副委員長。

柴田副委員長 県域水道一体化の話が出たので、私も懸念するところがあるんですけど、降水量が多くなるとトリクロロ酢酸の値が上がるということだったと思うんですけど、これって多分ずっと代々というか、あったと思うんですよ。令和元年からの数値しか出てないと思うんですけど、そういうことってずっとあって、それは申し送りというか、技術員の方が経験値で知っていることを次の代の方に伝えて、代々伝わるとか、きたのかなというふうにも思っているんですね。だから、その辺りの技術の継承とか知識の継承というのが、今なされていないのではないかなというふうに私は懸念しておりますので、それも県域水道一体化のときの論点の1つになっていたと思いますので、ぜひこの辺りも調査といいますか、報告といいますか、していただきたいと思いますので、私もし賛同してくださる方があれば、調査特別委員会を立ち上げたほうがいいのかなというふうに思っております。

藤井本委員長 ほかに。

それでは、委員長を副委員長に代わってもらって、私のほうからお話をさせてもらいたいと思います。

(正副委員長交代)

柴田副委員長 それでは委員長に代わり、暫時、委員長の職務を行います。

藤井本委員長。

藤井本委員長 今ございましたように、昨年12月に市長は英断をされた。12月16日というのは私も記憶にほんまに鮮明にまだ残っている日ですわ。今日が12日やから、ほんまに1年前、皆さん方も記憶に新しいところで、チャレンジをすんねんというぐらいの強い思いを持って市長は決断をされた。よっしゃ、チャレンジすんのやったらみんなについていこうということ

で、反対も申し上げやんと単独の道を選んだと。こうなってから、市長はそのときは知らなかったということやけども、ここへ来てこういう大きな問題。ちょっとぐらい飲んでもとかいう話があったけど、やっぱり基準は基準や。かつ、平成27年に基準が強化されたということでしょう。いうことになると、やっぱりこれは危険やということで強化されてんのやから。それが今入っていると、検出されたということで、私はそのときの委員長をさせてもらっていたけども、とっても残念です。何のための委員会やったんかな。何で報告してくれへんかったんかな。いわゆる全てを知った中で我々も検討したかった。でも、その部分はなかったわけですね。ここは市長は知らなかったということやけども、市当局としては大きな反省をしていただきたいというふうに思います。

先ほど委員からもございましたように、反省ばかりしててもしょうがないんですけども、これから前を向いて調査特別委員会をつくってやっていこうという意見も今出ているところですけども、私、最後にほんまに聞きたい。阿古市長、知らなかったと。去年のちょうど今頃、決断された。私はあの決断は非常に市民の健康も思いながら、市民の飲まれる水のことを思いながら、まちのことも思いながら決断されたと思うねんね。ここへ来て、知らなかったことが出てきた。もう一度、市長に今の気持ちというものを、これ、市民は聞いたはると思いますよ。もう一度ここで、委員会は終わっていますので特別委員会はごさいませんけども、述べていただきたいなというのをお願いしたいと思うんですけども、いかがでしょうか。

柴田副委員長 阿古市長。

阿古市長 気持ち自体は変わっておりません。ただそのとき、ある種、情報が入ってなかったということは非常に残念だと感じておりますけども、それによって果たして結論が変わったかどうかというのはそのときに戻って見ないと分かりませんが、今現在、問題となっておりますトリクロロ酢酸は除去できます。今現在の技術で除去できますので、早くその除去できる装置を準備したいというのが正直な気持ちです。ただ、その前段に専門家の意見を聞きたいというのがあります。ですので、データがそろい次第、その作業に入りたいと思います。今現在、問題となっている水質については技術的な解決はできますので、問題ないと感じております。以上でございます。

(正副委員長交代)

藤井本委員長 それでは、今、去年まで特別委員会があって、今年の6月まで特別委員会委員長をさせてもらっていたという立場からお話をさせてもらっていますけども、これから先ほど何遍も言っていますが、厳しい道、チャレンジということでやっていかんあかんわけですよ。だから、皆さんお思いのとおり、水道水に関しては非常に関心の高いところでもございます。議会としても今まで以上に厳しいということが分かったんやから、これからの議論を深めていきたいなど、このように考えております。

特別委員会等の話が出ていますけど、これはまた議会の中でお話をさせていただきますけども。

梨本委員 委員長、一言だけいいですか。

藤井本委員長 はい。

梨本委員。

梨本委員 今、市長、除去できるとおっしゃったのは、僕はほんまに除去してほしいですよ。でも、除去できんのかやったら、何で令和元年にやらないんですか。5年間ほったらかしになって、今さらできますねんなんて、こんな話、今ここでされてもね。僕は正直、これは本当に、市長、もっと怒らんとあかんと思いますよ。できると分かっているのに5年間ほったらかしで、市長在任中に報告を受けてなかったんですよ。やっぱりそのことをもっと重く受け止めていただきたいと思います。少なくとも行政内でなぜそういうことが起こったのか、調査してくださいよ。そのことについて踏み込んで言っていただきたいです。

藤井本委員長 川村議長。

川村議長 今、梨本委員からそういった話がありましたので、私、市長に求めておきたいということは、先ほど市長は、非常に内部の中での報告がなかったことを残念やという表現をされました。私はその残念やという表現は適切ではないと思います。市長は内部で残念な思いをされたかもしれませんが、責任者は市長です。行政内の職員とのいろんな報告事項は市長が取らなければならない。このことを再度認識していただきたい。それによって、我々市民に対して残念なことになったということは言われたらいいと思いますけども、今ここで非常に市長は職員に対して残念やというような表現は、私、金輪際していただきたくないと思っております。というのは、全て行政のトップは市長の責任であるということを再認識していただきたい。これは非常に市民の心境に影響された事案でございます。改めて、葛城市のトップとしてのこれからの対策と、そしてこれに対する市民への謝罪、ここの部分は行政のトップとしてやっぱりしていただきたいというふうに、これは切にお願いをしておきたいと思しますので、どうぞよろしく願いいたします。

藤井本委員長 杉本委員。

杉本委員 聞き間違いやったら申し訳ないですけど、委員長、先ほど最初に、反対もせずにとおっしゃったような気がするんですけども、地域水道について反対もせずにと言われたような気がしたんですけど、僕らは賛成も反対もしてないので、そこは表現は、それを入れちゃったら、僕らが賛成したみたいに言わはる人がおられるんでね、実際問題。細かいかもわからないですけど、もし会議録を見てか、あれを見ていただいて、反対もせずにとおっしゃったみたいな聞こえ方がしたので、一遍確認していただきたいと思います。

藤井本委員長 反対もせずにと、一体化に入る、入らない、これは議決事項ではございませんでしたので、賛成、反対という言葉を使ったのは不適切か分からないですけども、大きな反対意見はなかったということですね。

(発言する者あり)

藤井本委員長 市長、いけますか。トップとしてこういう事態になっているというところで、聞いてなかったということですけども。

阿古市長。

阿古市長 今後、厳しく指導してまいりたいと感じております。

以上でございます。

藤井本委員長 特別委員会のお話とかが今出ましたので、暫時休憩いたします。

休 憩 午後3時49分

再 開 午後4時00分

藤井本委員長 休憩前に引き続き、会議を再開いたします。

それでは、この水道事業につきまして、各委員、複数の委員から、改めて特別委員会の設置のご意見等もいただいております。そういったことについてこれから検討してまいりたいというふうに思います。

ほかにご意見、ないようでございますので、(2)水道事業に関する事項については以上といたします。

次に、(3)就学前児童の保育と教育に関する事項についてを議題といたします。

本件につきまして、第2子以降の保育所保育料に関しての報告事項がありますので、説明を願います。

西川こども未来課長。

西川こども未来課長 こども未来課、西川でございます。よろしくお願ひいたします。

こども未来課からは、第2子保育料の無償化を検討していることについてご報告させていただきますと思います。

まず現在の保育料でございますが、令和元年10月から全国で3歳から5歳児までの幼児教育・保育の無償化が実施される中、本市では国の制度に基づき、0歳児から2歳児の保育料については、第2子は半額に、第3子以降は無料としております。また制度上、兄弟のカウントは小学校就学前の範囲で行っております。

このたび、令和6年度からではございますが、新たな子育ての支援策として、子育て世帯への経済的支援を図り、希望する数のお子様を安心して持てるようにすることで少子化の歯止めの対策になるよう子育てしやすい環境を整えるため、世帯収入や第1子の年齢にかかわらず、第2子以降の保育料の無償化の実施に向けて準備しておりますので、そのご報告とさせていただきますと思います。よろしくお願ひいたします。

藤井本委員長 ただいま説明いただいた件につきまして、ご質問ございませんでしょうか。

杉本委員。

杉本委員 第2子から無償にさせていただく。これは全然僕も、西川議員がおっしゃったよね、この前、あれがなかったら僕がやっていたかなとか思いながら。ただ1つだけ懸念するのは、僕、年がら年中、待機児童のことを聞いているじゃないですか。そうすると、簡単に予想できるのは保育所、大丈夫って。今度、當麻のところに認定こども園ができますし、その辺の目測というか計算というのは、成り立っているというか予想できている、ちゃんと受け入れます。例えば無料にしても、入れませんねんと電話がかかってきたら何のこっちゃ分からんと思うんです。その辺のお考えというか、調査をしていると思うんですけども、その辺の考えをお聞かせ願っていいですか。

藤井本委員長 西川課長。

西川子ども未来課長 子ども未来課、西川でございます。

今のご質問に対してお答えさせていただきます。

令和元年の話になりますが、令和元年4月1日の待機児童、その当時の待機児童でございますけれども、特定退去を除き4名ございました。令和元年、同じ年の10月に全国的に3歳から5歳児までの幼児教育・保育の無償化が実施された結果でございますが、翌年度の令和2年でございます。4月1日の待機児童は28名となり、全ての理由が無償化でないとしても増える結果となっております。このことから、第2子以降の保育料無償化は保育所等への入所希望者に少なからず影響を与えるというふうに私ども想定しております。

保育士確保については、民間保育所に対して今年度、来年度2年間にわたり、ある一定の条件ではございますけれども月2万円を補助し、その他処遇改善にも取り組んでおります。来年度の5月には民間の認定こども園の開園も予定しており、ある一定の受け皿は確保できる予定ではございますが、引き続き待機児童の解消に向けて、保育士の確保には取り組んでまいりたいというふうに考えております。

以上です。

藤井本委員長 杉本委員。

杉本委員 やってみやな分からんぐらいって感じですか、今の答弁。というのは、いつも待機児童の重きは0歳、1歳、2歳じゃないですか、葛城市って。そこを無償にするわけじゃないですか。今までは、これは分からないですけども、お兄ちゃんが入っているけど、お兄ちゃんかお姉ちゃんか分からないですよ、上の子が入っているけど、下の子も半額やけど、取りあえずちょっと見てるから大丈夫かみたいな人らが、無償やったら行こうかという数もぼんと増えるのかなと思っちゃうんですけども、その辺の数ってつかんでいるのか、つかんでないのかですよ。難しいんですかね、こんなんって。ただ、でもそこじゃないですか、ネックになってくるのは。だって、第2子の話でしょう、これって。これって予想できるというか、それが来年度無償になりますと言ったときに、増えるのは間違いないのかなと思うんですけど、これもやってみないと分からんという感じなんですかね。當麻のほうに認定こども園ができますし、小規模保育所もやっただいているから、ある程度の受け皿はあると思えますけど、今現在、0歳、1歳、2歳って待機児童はないんですか。

藤井本委員長 西川課長。

西川子ども未来課長 子ども未来課、西川でございます。

現在の待機の児童数でございます。12月1日、直近ではございますが、特定待機を合わせてご報告させていただきます。0歳児が22名、1歳児が6名、2歳児が3名、4歳児が1人の合わせて32名のうち特定待機が4名ございますので、実質待機というような形では28名いらっしゃいます。

藤井本委員長 杉本委員。

杉本委員 そうなんです。その辺の数字は変わってないんです。ほんで、確かに来年度は大きい認定こども園ができるから、その辺ぐらいの数字はカバーできるような気がするんですけど、0歳、1歳、2歳の第2子の無償化で増えたときのこと、またそこをオーバーしちゃうんじ

やないのというのを懸念はしているんですけども、これは確かに調べようないですし、すごい労力になると思うんですけども、その辺懸念していただいて、無償化していただいたけど入る保育所がないねんって電話がかかってくるのが予想できるんですよ、僕。その辺しっかり頑張っていて、やろうとしていることはもちろんいいことやと思うんですけども、ただそこだけ懸念をしているので、しっかりと調査をしていただきたいと思います。

以上です。

藤井本委員長 ほかに。ないですか。

(「なし」の声あり)

藤井本委員長 ないようでございます。

(3) 就学前児童の保育と教育に関する事項については以上といたします。

次に、(4) 市民体育祭の総括に関する事項についてを議題といたします。

本件につきましては、例年開催されています市民体育祭について参加される大字が減ってきており、市民体育祭の在り方を検討すべき時期に来ているのではないかという意見が当委員会であったため、調査案件として取り上げ、理事者において今後の市民体育祭の在り方について検討いただくよう伝えていました。本日は、その検討状況が現在どのようになっているのかのご報告をお願いいたします。

井上教育部長。

井上教育部長 教育部の井上でございます。よろしくをお願いいたします。

市民体育祭につきましては、本年9月17日曜日に、葛城市と葛城市体育協会の共催で新庄第一健民運動場において実施をいたしました。今回の競技種目は、大字対抗競技のほかに、点数に左右されないオープン競技や、どなたにもご参加いただける競技、オリンピック選手の重友梨佐さんとも一緒に走っていただく競技も取り入れまして、参加された皆さんに楽しんでいただく工夫をいたしました。参加された方からは、楽しかったという意見もいただいたところです。ただし、大字対抗競技については、参加大字が18か大字となったことから、競技種目、内容等の見直しが必要とのご意見もいただきました。

来年に向けての準備でございますが、今回の体育祭でいただきましたご意見や区長会などでいただきましたご意見も参考にさせていただき、より多くの市民にご参加いただき、体育の祭りを楽しんでいただけるよう、今後、体育協会も交えた話合いの場で、次年度に向けた検討をしていきたいと考えております。

以上でございます。

藤井本委員長 ただいま説明をいただきました件につきまして、ご質問、ご意見等ございませんでしょうか。

杉本委員。

杉本委員 前のときにいろんなごちゃごちゃとあったんですけども、結局、市民体育祭のときに、キッチンカーとかが入ったじゃないですか。あれはその前の奥本委員の質問で、ちょっと僕、記憶が曖昧なんですけど、グラウンドの中にはやらないみたいなことになっているけど入っているやんみたいな、この前いろいろあったじゃないですか、一悶着。あれはこれから

やっていかはるんですか、あのキッチンカーって。ほんで、キッチンカーに参加する人ってどんな人なんですかね。どういう基準で、というのは僕も友達にキッチンカーを持っている人がいるのでぜひぜひやっていただきたいんですけども、どういう基準で選ばれているのか、誰が手配しているのか、あれを。来年からもやられるとしたらグラウンドの中で、前の答弁ではそういうふうに僕、聞こえたような気がしたんですけども、その辺の前の誤解というか、あれをお聞かせ願いたいと思います。

藤井本委員長 まず今年やった、キッチンカーに来てもらったでしょう。そのときの話し合い、1回戻ってもらうけども、どういう経緯でああいう形になってというふうなところら辺から話をさせていただいて、今後決まっているものであれば、今後このように予定しているとか、体育協会と話をしているというふうにお答えください。

井上部長。

井上教育部長 ただいまの杉本委員のご質問にお答えをさせていただきます。

キッチンカーにつきましては、今回、参加大字が18か大字と少なくなりましたことから、急遽、それが判明しましたのが8月の末頃でしたけれども、1か月を切っておりましたし、どういったことで市民の皆さんに、来ていただいた方に楽しんでいただけるかなというところから来ていただきました。その際には、それまでの市で関わった行事に来ていただいているキッチンカーの方にお声を、日にち的にもあまりない中で、ゆかりといいますか、今までの行事に関わっていただいた方たちにお声をかけさせていただいて、来ていただいたという経緯がございます。

しかしながら、今後のキッチンカーの利用につきましては、またいろいろなご意見もお聞かせいただいておりますし、我々もまた来年度に向けてどのような考察でやっていけばいいのかなというところを検討しなければいけないと思っておりますので、そちらにつきましては今後、検討を深めてまいりたいと思います。

以上でございます。

藤井本委員長 杉本委員。

杉本委員 誰が決めているんですか、キッチンカー。以前にお世話になった方々にというのは言うてくれたらいいんですけども、その選定は誰がやられているんですかという話なんです。というのも、僕は疑っているわけじゃないですよ、そのキッチンカーの方って、普通、市の工事とかやったら入札とかがあるわけじゃないですか。こういう条件ですよというのがあるわけじゃないですか。あそこのグラウンドで、ここの土地代で何ぼで、一日何ぼでとかっていろいろあるんじゃないのと思うんですけども、この前、ぽんぽんぽんと決まっていったので、やらない、やる、やらないと言うと、ぽんぽんぽんって決まったような気がしてて、僕は、個人的には。前もってやります、こんなやりますって説明もなかったわけじゃないですか。質問の中で、やるの、やらへんのどっちって、いざ行ったらやっているみたいな。そんな急遽決まって、どんな業者を呼んでいるのというのが疑問なんです。

ほんでプラス、これからそういう行事ごとをやられるとき、もっといろんな方に参加していただくためには、こういう条件でキッチンカーを出します、こういうところを出しますっ

でもっとオープンにしていってほしいと思うんです。いろんなものを選べるわけじゃないですか、偏ったもんじゃなくて。ほかのところのイベントでもこの前、キッチンカーが出ていましたけど、どういう基準なんやろみたいな。誰がどの基準で呼んでいるのというのがすごい気になるんですけども、今決まっていなかったら決めやなあかんと思うんですけども、その辺をお聞かせ願えますか。

藤井本委員長 井上部長。

井上教育部長 先ほども少し述べましたが、日数も短いことがありまして、それまでに市のイベントに来ていただいた事業者にお声をかけさせていただいて、今回は来ていただいたという経緯でございます。次年度に向けては、今、杉本委員もおっしゃるように、どういった基準で、今後、広くたくさんの方に参加していただけるのかというところは検討課題でございますので、検討を深めてまいりたいと思っております。

以上でございます。

杉本委員 じゃなくて、前にやられているのはやられているんですけど、その前にやられたところの業者はちゃんとした業者を選んでいる選定があるんですか。前来ているから今回呼びますって、意味が分からんじゃないですか。

藤井本委員長 市民体育祭が参加大字が少なかったというので、急遽呼んだというふうに聞こえました。その中で今、委員からのご質問は、急遽といえども選定はどうしたのと、その方向からお答えください。

井上部長。

井上教育部長 そのときに選定基準とか、日数がありませんでしたので、なかったんですけども、そのときにお声をかけさせていただいたのは、3月に葛城の広域で天王寺のほうで大きくイベントがあつて、そのときに選定をなされた事業主が、キッチンカーの、10件ぐらいあつたのでしょうか、そのような方を前にお願いをしているということ聞きまして、それでその事業主に連絡をさせていただいて来ていただいたという経緯でございます。ですので、市独自の基準というよりも、そのときは来ていただくという目的の下に、前にゆかりのある事業主にお願いをさせていただいたということでございます。

藤井本委員長 今のは多分、分かりにくかったですわ。

杉本委員。

杉本委員 ちょっとそういう意味でなくて、例えばキッチンカーに来ていただくでしょう。食品衛生何ちゃら許可証とかあるわけじゃないですか。ほんで、そこに対して保険も入っているのか、火を扱うやつやったら、ボンベの管理のやつとあっていっぱい条件があるわけじゃないですか。その辺で僕がたこ焼き屋をやっていたら怒られるじゃないですか。そのタイヤがついている版が来ているわけやのに、前の前に来てもらってますねんとかってそんな選定じゃなくて、それ、全部持っています、保険も入っています、ほんでこういうカーやっていますという条件がないのに、よう頼めたなと思うんです。こっちにないのにね。分かりますか。あるんやったらあるでまたタッチしますけど、僕はそういう意味で聞いているんです。そういう方々が、ちゃんと募集してやらんと、それって部長の一声で決まっているんですかって

なるじゃないですか、単純に。だって部長が声をかけたんでしょ。違うんですか。ちゃんと選定してやっているんじゃないかと、急遽なんでって、急遽やからっておかしいじゃないですか。急遽な理由も分からんしね。少ないから急遽呼ぶ。後でまた言いますわ。タッチします。

藤井本委員長 今のに、さっきの答弁不足があると言うのやったら。

井上部長。

井上教育部長 ですので、私どもがその事業主をまず1番目の入りとして選定をしたのではなくって、日にちもなく、募集する要綱的なものも、我々はそのときには、今もですけれども、持ち合わせておりませんでしたので、葛城広域で事業をしたときに募集を図られて、そのときに参加をなさった事業主の方たちにお声をかけさせていただいて来ていただいたんですけども、委員がおっしゃるように、食品衛生の許可とか、消防の許可とか、いろいろございますので、そちらの要件ももちろん満たす方を確認しておりますし、消防にも前日、前々日でしたか、当日も来ていただいてチェックもしていただき、我々もキッチンカーに食品衛生の許可を取られているのももちろん確認しております。ただし、先ほども言いましたけれども、そのときに市としてのルールを持っておりませんでしたので、前々から、例えば市でしたら菜の花まつりですかね、いろいろ市でも事業があって、より多くの人にお声をかけたいとなったときには、急遽のことでしたので、日にちがコロナが終わって9月の十何日のシルバーウィークは、結構たくさん要望を受けていらっしゃるみたいですので、広域的に葛城広域でされたイベントの方ということで来ていただいたということでございます。

以上でございます。

藤井本委員長 梨本委員。

梨本委員 聞いててちょっと部長の答弁が、本当に行政としての基本的なところを確認させていただきたいんですけども、市の行事であって、市の施設に対して入ってもらって商売をしてもらうわけですよね。ということは、それをやりたい方というのはたくさんある可能性があって、少なくとも公平性の担保をしないとイケないわけですよ。今の部長のお話だと、日数が短かったから以前に来てもらった業者に来てもらいましてん、頼みましてんというお話ですよ。それって工事でいうと、3月にたまたましてもうた工事があって、この工事の業者に今回も日数がないから頼みましてん。これと同じ理屈やと思うんですよ。これっていいんですか。少なくとも市が業者を選定する以上は、例えば指名願であったりとか、そういった中で公平性を担保した上で、少なくともそういうものがなかったとしても、いついつにこういうイベントをやります。そこに対してこういう業者を募集していますという公募というような形を取ってやるのが私は普通、行政のやり方やと思っているんです。それをこれが体育協会主導でやられたのであるならば、私は体育協会が責任を持ってやられたらいいと思います。でも、お聞きしていると、市がそれを主導してやったというのは相当、私、まずいと思うんですよ。さんざん総務建設常任委員会でも契約事務の在り方とか含めて、これまで私はつくつくそういったところを指摘してきたつもりなんですけれども、今の部長の答弁からは全くそういったところを配慮した答弁になってないので、その辺りもう一回、そういう公平性の担

保についてはどうお考えで選定されたのかということをお聞かせいただけますか。

藤井本委員長 井上部長。

井上教育部長 公平性の担保のところは、委員がおっしゃるとおりだと思いますので、来年度の次年度以降のキッチンカーの活用の仕方をしっかりと研究をしなければいけないなと思っております。今回、市が主導でとおっしゃっているんですけども、共催でございますので、たまたま私が電話をするというパターンになりましたけれども、体育協会の事務局が体育振興課でございますので、その業務と合わせてやっておりますので、市だけじゃなくて体育協会との共催で両方で話し合った結果、キッチンカーを呼ぼうということになって、たまたまその事務の1つを私が担ったというだけでございますので、そのところは体育協会と主催の中で、連絡事項をさせていただいたということでございます。

以上でございます。

藤井本委員長 梨本委員。

梨本委員 部長、相当まずい答弁をされていると僕は思うんですけども、それって問題ないんですか。今、総務部長もいらっしゃらないので、契約事務の在り方について、葛城市としてどういう考え方で契約、キッチンカーもどういう、契約事務にならないんかちょっと私は分からないですけども、少なくともどういう業者に来ていただくかということに関しては、来たくて来れなかった業者からクレームがあったりとか、もしくは、来たけれども本来、今後、市として呼ぶ基準に合致していなかったとか、いろんなことがあったときに誰が責任を取って、どういうことに対して、例えば市民の方で、さっきも杉本委員がおっしゃっていましたけれども、俺も知り合いにキッチンカーを持ってる人がいてるねん。来たかったのに何で呼んでもらわれへんかったんと言われたときに、私、それに対するきちっとした回答も持ってしかるべきやと私は思うんですよ、行政としてね。だから、ないと言うのであれば、今後、キッチンカーの募集基準とかをつくられてきちっとやられるのは私はいいと思うんです。思うねんけれども、今回はそれでいって、それで問題ないでしょうと言われたら、私は問題あると言うしかないんですよ。それは問題あると思います。そこについては、それを市の幹部である部長が、問題ありませんと言われたら、そこに関しては理事者側で答弁調整してくださいよ。それを言われたら我々、うんって言えないですよ。我々は監視する役目ですから。

藤井本委員長 阿古市長。

阿古市長 ありがとうございます。今後、その辺検討いたします。といいますのが、今年度いろんなところでイベントをやっておりまして、実はマルシェを活用させていただいております。一番大きかったといいますのが、11月3日にちゃんこ鍋コンテストをやったときに、西側でマルシェをやっているんですね。その辺は契約事項ではなかったように思います。というのが、業者といいますのは当然のことながら保健所から許可をもらっておられますし、当然、消防のほうのある一定の基準がございますので、それをクリアされている方に来ていただいている。うちの部署としては、商工観光プロモーション課のほうが専門にやっているんですけども、そちらのほうに任してそちらから声をかけさせていただいている。ですので、市内のほうでやられている方、存じ上げておりますので、その取りまとめをされている方には、

漏れなくというわけにはいかないと思うんですけども、ある程度声をかけさせていただいた中で、どうも考えていますと、マルシェというのは大体半年前ぐらいに出店が決められるような状況で、例えば1か月とか2か月の段階で呼ぶというのは非常に難しいというようなこともお聞きしていましたので、今回、教育部長が申し上げたのは、たまたまその少し直近で、てんしばで、広域連携の団体のほうで葛城地域のPRをやるイベントがありました。あって、そちらにおいでいただいた地元の業者に声をかけた。その中で来ていただけたのは数件だったようにお聞きはしています。

今後につきましては、その辺の契約事項も含めまして、どういうやり方がそういうものに対して正規のやり方なのかということの研究させていただいて、整理をさせていただきたいと思います。事情はそういう事情でございます。

藤井本委員長 梨本委員。

梨本委員 市長、そう言うていただいているので、今後はきちっとやっていただきたいと思います。

本当に公平性の担保をしっかりと確保した上で、私は何事もやるというのが大切やと思いますので、その辺りは問題があるんかないんかということも含めて、管財課、総務課等としっかりと調整しながらやらないことには、こういったこともまたここで議論しないとイケないということになると思いますので、今後、引き続きよろしくお願ひしたいと思います。

以上です。

藤井本委員長 ほかに。

杉本委員。

杉本委員 最後に言うときたいんですけども、来年もいろいろあるわけじゃないですか、正直ね。今も僕、友達とかにも、あれ、どないやったら参加できるのと聞かれたら、知らんって。知らんって何やねんと言われるんですよ。そんな感じになっているから、ちゃんと取決めをして、さっきから部長、ひたすら時間がない時間がないとおっしゃいますけど、時間がないことなんか駄目じゃないですか、そもそも。突拍子もないことやったらあかんから、もっと計画的に、こんだけ呼んで、例えばキッチンカーが足る、多過ぎる、少な過ぎる問題っていっぱい出てくるわけでしょう、これから。そのときにちゃんとルール決めをしないと、ちゃんと対応できるような体制、どんな業者が入っているのかとかということのも一発で分かるように、その辺はしっかりと来年に向けて考えていただきたいと思います。時間がなかったってあんまり言わんとってください。僕はあまり関係ないので。ちゃんと時間があるときにやったらいいじゃないですか、ほんだらってなっちゃうので、その辺お願ひしときます。

藤井本委員長 ほかに。

増田委員。

増田委員 キッチンカーはこのぐらいにしといて、体育祭の本題についてちょっと。私も當麻町時代の体育協会の理事をして、相当その当時から、二十数年前から、市民体育祭、町民体育祭の在り方について疑問を呈しておりました。1つは、もっと市内の全てのアスリートに対して、葛城市で1番とか、もしくは奈良県大会に出る資格がその大会で予選会になるんだとか、何かそういう要素、個人競技ですので、陸上競技。私も高校時代、陸上をやっていましたけ

ども。そういう我こそはという人が参加をして1番を決めるみたいななんも、要素としては私、あるべきじゃないかなと。県大会の種目は結構年代別にいろいろあると思うんです。その選び方も、当時ですよ、今は知りませんよ。当時は、体育協会の役員が個人的に、あいつ速いから、あいつに出てもらおうみたいな選び方。これっていかがなものかなって、相当私、牙をむいて改善を求めたんですけれども。

当時から今日に至るまで、市民体育祭、町民体育祭は大字ごとの競争やというそういうシチュエーションが、現代にどうも合っていない、そぐわないということで参加大字、特に規模の小さい大字は消極的になっておられるのかなというような気がします。だから、少し志向といたしますか、そういう大字ごとの競争という考え方から、市民のアスリートの集いみたいな1つの大会ということも視野に入れて、基本的な形を組み直す必要があるのと違うかなというふうに、25年間ずっと思っているんです。そういう意見があるとすれば、そういうことも考えていただけたらなというふうに思います。そういう意見は出てませんか。どうですか、西井さん。

藤井本委員長 東副市長。

東 副市長 ただいまの増田委員のご質問にお答えをさせていただきたいと思います。

私も体育協会の役員をしております、今おっしゃることは重々分かっております。當麻町時代も分かっておりますし、新庄町は生まれ育った町ですのでずっと分かっているつもりでございます。その中におきまして競技自体、今、増田委員がおっしゃるように、昭和から流れてきた市民体育祭というものと、またこの令和の時代にやらなければならない体育祭というものはやはりちょっと変わってきているのかなというふうには感じるがございます。ですから今後、体育協会と共催でございますので、市単独ではいきません。ですから、キッチンカーも含めた、市民みんなが集えるように創意工夫をしながら、体育協会と理解を得ながら進めてまいったらいいのではないかなと考えておるところでございます。

以上でございます。

藤井本委員長 増田委員。

増田委員 今、副市長がおっしゃられているように、大字の役員が参加者を募って、無理やり出ただけという部分も非常に市民体育祭のネックの部分やというふうに思います。もっとも市民の方に広報誌の中で、こんな集いがありますよって。個人的にどんどん参加できるようなシステムというのも視野に入れてご検討願いたいというふうに思いますので、よろしくをお願いします。

藤井本委員長 お願いします。

坂本委員。

坂本委員 私も大字の監督として、体育協会の説明会に2回ほど参加させてもらったんですけれども、44か大字の中で最初に20大字が来られていまして、そのうち2か大字が途中で抜けられて、18か大字になったということでもあります。抜けられた2か大字というのは、これは予想ですけれども、半分しか来られてないんかというようなことで、そしたらうちもやめようかみたいな感じでやめられたんじゃないかなみたいな予想をしております。何でこんな半分近く

しか参加されないのかなと考えた場合に、コロナでずっと開催が見送られていました。そのコロナが引きずっているのか、そうか、コロナ前は1つか2つの大字を除いて参加するのが当たり前みたいな感じで体育協会の申込書に書いていましたけれども、聞きたいのは、不参加される大字の不参加理由というのは、コロナを引きずっていることがあるんでしょうか。それから、これ、今後どう考えていらっしゃるのか。参加大字が今のままで、このままずっと今年と同じように開催していくんか、どう考えていらっしゃるのかお聞きします。

藤井本委員長 東副市長。

東 副市長 ただいまの坂本委員のご質問にお答えをさせていただきたいと思います。

コロナの影響というのは少なからずあったのかなというふうに思うわけでございますけれども、やはり市民体育祭というネーミングがついております。やはり市民皆さんが体育の祭りやということで一堂に会するというのは、体育協会も、私ども市といたしましても思いは一緒でございますので、18か大字かな、しか今回は参加をいただけなかったわけですが、来年に向けては44か大字、全ての皆さんがどのような形で参加できるのかというものを研究して、ほんで、体育協会とも協議を重ねて、今年以上の人が集えるような体育祭にしていきたいというふうに思っております。

以上でございます。

藤井本委員長 坂本委員。

坂本委員 来年は市制20周年にも当たりますし、今、副市長がおっしゃっていただきましたように、できれば大いに盛り上げていきたいなど、私の地元はそのように考えているところであります。ぜひそのようになるように、体育協会も、市のほうも考えていただければと思います。

以上で結構です。

藤井本委員長 ほかに。

杉本委員。

杉本委員 皆さんがおっしゃったとおり、大字でもう出ないという大字の方もおられるんですけど、大字の中では出たい方もおられると思うんですよね、足が速い方とか。だから、そういう大字というくくりじゃない時代なんかなと思うんですけども、この前、大牟田市に視察で奈良県市議会議長会で行かせてもらったときに、市民体育祭ってポスターが貼ってあったんですけど、すごい盛り上がっている感、子どもたちがぶわーって少年らと走って、ちゃんとした陸上のやつをやってはる人のポスターが貼って、すごい盛り上がっていますねと言ったら、うち、すごいですよってのはったんですよね。というふうに、他市でも、他県でも、市民体育祭といいますかスポーツ祭とかそういうのを、うまいことしているところ探して、どんなにしていこうというのが今の時代に合っているのと違うかなと思うんですけども、今の段階でもそういうのはない、会議でそういう話合いは出てないんですかね。視察とか行ってもいいと思うんですよ、そういうところね。

藤井本委員長 東副市長。

東 副市長 ただいまの杉本委員のご質問にお答えをさせていただきたいと思います。

大牟田市で立派なポスターがあったということでございますけれども、私ども、全戸配布

のチラシですね、それをお配りさせてもらっていると思うんですけども、やはり今さっきから私、申し上げていたかなと思うわけですが、市民皆さんが来るにはどうしたらいいか。この前からアスリートの方に来てもらったりとか、ほんで、キッチンカーをやったりとかという部分があったりとかして、ちょっとでも来てもらおうというふうには思っておるところなので、来年度に向けてもそういうポスターで呼び込む。ほんで、大字から要請がなかったとしても個人でもいけるような、そんな仕組みづくりというのも体育協会と相談しながら、前を向いて考えていきたいなというふうには、思っておるのは思っておるところでございます。

以上でございます。

藤井本委員長 杉本委員。

杉本委員 そういう新しい形の体育祭というほうがいいと思うんです。僕も体育祭でいろいろ調べたら、仮装で走る100メートルとかやっているところとかあるみたいなんです。そんなんでも、アイデア一つで面白かったら、市民の人らも来るかもわからんじゃないですか。市長VS議長、10キロマラソンとかね。見たいじゃないですか、僕も。例えばですよ。だから、そういうことで新しくやっていって、ほんで、ネット中継とかもしてもええじゃないですか、広げていくというふうに。新しい形を来年期待したいなと思います。

以上です。

藤井本委員長 ほかに。

梨本委員。

梨本委員 じゃ、簡潔に1つだけ。日程的なところなんです。今年も先ほど部長の答弁にあったように、直前に決定して、タイトな中でやるということではいろんな不都合というか、つらいところがあったと思うんですけども、私の住んでいるところの大字なんかも非常に大きいものですから、すぐに選手を募集すると言っても、選手募集をかけるだけで1か月ぐらい、回覧を回すだけでもかかって、そこから体育委員がいろいろ協議してとかなってくると、相当前の段階から準備しとかなないと、多くの大字の方に声をかけるということにはつながっていかないと思うんです。当然、やり方の変更も今後考えていかれて、副市長に答えていただいているように、やり方に関してはもっと市民の方が気軽に参加できるように、いろんな形で検討していただいていると思うんですけども、それが直前になってしまうとまた問題があるかと思しますので、どれぐらいのスケジュール感で今考えられているのかというところだけお聞かせ願えますでしょうか。

藤井本委員長 東副市長。

東 副市長 東でございます。よろしく申し上げます。

日程的なものということで梨本委員からのご質問であろうかと思いますが、日程的なことに関しましては、今後、体育協会と詰めてまいります。来年の3月には体育協会の総会というものがございまして、そこには年間のスケジュールというものをオープンにしなければならぬというところがございますので、体育協会と今後、年が明けてからの協議というか会議をどんどん詰めてどういうものにするかというのを3月ぐらいには総会ではお示しできる

のかなというふうに思っておりますので、そのときには日程も出ているかなと思いますので、特に梨本委員がおっしゃるように、大きい大字はかなり苦勞されるのかなと思いますけれども、いち早く日程をお示しいたしまして、皆さんに来ていただけるように努力してまいりたいというふうに思います。よろしくお願いいたします。

藤井本委員長 ほかに。

(「なし」の声あり)

藤井本委員長 ないようでございます。

(4) 市民体育祭の総括に関する事項については以上といたします。

続きまして次に、(5) 学校区に関する事項についてを議題といたします。

本件につきまして理事者より報告事項がございますので、説明をお願いいたします。

椿本教育長。

椿本教育長 教育長の椿本でございます。よろしくお願いいたします。

まず、校区の調整に係る協議について、私のほうから1点報告をさせていただきます。

この校区の調整に係る協議におきましては、小学校間で校区の広さや児童数に大きな差がある、あるいは住宅等の開発が進む中、校区の見直しは葛城市となる以前から長きにわたり行われていないことなどから、校区の調整が必要かどうかについての協議を昨年、令和4年度に1年間をかけまして、各小学校に設置している学校運営協議会を中心として進めさせていただきました。

また昨年度は、小学校全ての保護者にアンケート調査を実施し、校区の見直しについての意見を広く聞いたところでございます。

藤井本委員長 サイレンが入っていますので、ちょっと休憩しましょうか。ちょっとストップしてくれますか。

椿本教育長 はい。

藤井本委員長 火災が発生したようですけども中断しませんので、今サイレンの音でストップしましたけども。

椿本教育長、お願いします。

椿本教育長 アンケート調査を実施させていただいて、校区の見直しについての意見を広く聞いたところでございます。その結果、各小学校の学校運営協議会では、アンケートの結果も踏まえながら、現段階で性急に校区を見直す必要はなく、現状のままでよいという意見におおむね集約されたところでございます。ただし、学校運営協議会の協議内容あるいはアンケート調査の結果から、自宅から学校までの通学距離の問題、また小学校の児童数の差などに関わっては、通学する学校を選択できないかとの意見が複数あったところから、現段階では校区の見直し自体は行いませんけれども、教育委員会規定の中の指定校及び区域外就学に係る規定を一部変更し、保護者の申立てにより一定の条件を満たす場合、指定校以外への小学校への就学を認めていきたいというふうに考えております。

そこで、このたび指定校の変更及び区域外就学の審査基準を見直しましたので、その概要を報告させていただきたいというふうに思います。お手元の資料1をご覧ください。

資料1におきましては、現在、ホームページ上で指定校の変更及び区域外就学の基準として本市の基準を掲載させていただいている内容です。この資料1の上半分の6番までのところを審査基準として、変更及び区域外就学の申出がある場合についてはこの基準に照らし合わせ、本市の教育委員会が認めていくというような形で就学校の変更をさせていただいております。

それを今、資料2、2枚目を見ていただきまして、赤字の部分を大きく変更したいというふうに考えております。特に赤字の部分の6番と7番に当たるところでございます。6番を読み上げますと、指定校よりも隣接校のほうが、通学距離が近く、通学に安全上特に問題がない場合、そして7番が、6の理由により就学していた小学校を卒業した児童が当該小学校の学区の中学校への入学を希望した場合。この2つがおおむね保護者のアンケートもしくは学校運営協議会の意見の中に多い意見を反映させていただいたことになるのではないかとこのように考えております。

今回の改定で8番目、9番目も赤字で書かせていただいておりますけれども、この内容については国の通知、いわゆる国のほうも、これらの要件については指定校の変更を認めるべきであるというふうな通知をいただいておりますけれども、今まではこれについては、6番目の上記以外で特に必要があると認められた場合という事由で、指定校の変更は本市のほうも今までも認めておりました。ただ、今回この要綱を改定するという事で、ここの部分もきちんと明記をさせていただいて、保護者にも分かりやすくさせていただこうということに変更させていただいております。

次に、資料3、4を見ていただきますと、地図を示させていただいているんですけれども、いわゆる6番と7番の審査基準に当たる地域、今現在、教育委員会のほうで想定しているところと言いますと、資料3におきましては、磐城小学校区の尺土、大畑の一部、また新庄小学校区の東室、西室、北道穂の一部、この辺りがこの要件に関わってくるのではないかとこのように想定しております。

また、資料4の方では、新庄小学校区の北花内の一部、そして忍海小学校区の林堂の一部、この辺りがこの要件に関わるのではないかと想定しておるところでございます。ただ今回は、選択地域ということで明示するのではなくて、あくまでも保護者のほうからこの審査基準6番に当てはめて、ご自宅が隣接校のほうが近いというような申出があった場合に、教育委員会のほうで通学距離、これは地図上の通学距離ではなくて実際の通学路の距離になるんですけれども、また、通学路に安全上問題がないかどうかを教育委員会のほうで審議をさせていただいて、特に問題がなければ就学する学校の変更を許可していきたいというふうに考えております。

実施の時期につきましては、来年度就学される児童・生徒からというふうに考えております。

つきましては、この審査基準をこの後、ホームページに掲載していくとともに、来年度就学予定の児童・生徒の保護者に、この後、就学通知書というのを毎年送るんですけれども、その就学通知書にこの審査基準も同封させていただいて、児童・生徒や保護者の要望に応じ

ていきたいというふうに考えております。

以上、報告でございます。

藤井本委員長 ただいま説明を受けました件につきまして、質問ございませんでしょうか。

増田委員。

増田委員 指定校の変更の区域の基準を緩和すると、実情に合った学校の選択が可能やと、こういうことでございますけど。先ほど説明がございましたように、私の地元もこの重なる部分でございます。現状、4名の方が小学校にお通いでございます。4名の方がいろいろと交通安全上、保護者の方、じいちゃん、ばあちゃんも含めて送迎といいますか、一緒に通学のお手伝いといいますか、寄り添うて行っているわけです。今4人、これ、選択して2人ずつ、磐城小学校、新庄北小学校と。こういうことがほかの地域でも、これは1つの例として私、挙げたんですけども。集団的に安全対策を取って通学をされている、そういうことが継続的に分かれても可能なんか。やっぱり複数の人数がそれに従事するの必要になってくるかなと思うので、その辺のことはどのようにお考えかお尋ねします。

藤井本委員長 椿本教育長。

椿本教育長 まずは安全な登下校ができるというのが大前提やというふうに考えております。今、有志の方がボランティアで下校の見守りをやっていたらというのも存じ上げているところでございますので、そういったところで地域が子どもたちの登下校を見守っていただけるというのは、これも大事にしていきたいというふうに考えています。

ただ、私どもが考えているこの指定校の変更及び区域外就学については、特にこの区域外就学になってきますと、隣接しているところじゃないところもなってきますので、原則、保護者の希望により指定校を変更したい場合についての登下校の安全管理については、保護者の責務で行っていただきたいというのが大原則です。だから、申出があったときには、まずはそこは確認をさせていただこうというふうに思っています。

ただ、今回の指定校の変更はあくまでも隣接校への変更ですので、すぐ近くに行けば部団として一緒に集団登校・下校ができるということであれば、学校とも協議しながら、その部団での安全な登下校をしていただこうと。要はその集合場所までは保護者の責任の下で送り迎えをしていただかないといけないというふうには考えておるところでございます。

以上です。

藤井本委員長 増田委員。

増田委員 よく分かりました。基本は現状のエリアの学校とするが、必要に応じて選ぶことができるが、その場合は自己責任において登下校の安全対策を講じると、こういうふうに理解しました。分かりました。

藤井本委員長 ほかに。

(「なし」の声あり)

藤井本委員長 ないようでございますので、これで(5)学区区に関する事項は以上といたします。

以上で本日の審査事項は全て終了いたしました。

ここで委員外議員からの発言の申出があれば、許可いたします。

奥本議員。

(奥本議員の発言あり)

藤井本委員長 谷原議員。

(谷原議員の発言あり)

藤井本委員長 それでは、委員外議員の発言を終結いたします。

先ほど午後5時のチャイムが鳴りました。本朝9時30分から、本当に熱心に慎重審議いただきましたことに感謝申し上げます、これをもちまして厚生文教常任委員会を閉会いたします。

閉 会 午後5時02分

委員会条例第28条の規定によりここに署名する。

厚生文教常任委員会委員長

藤井本 浩

厚生文教常任委員会副委員長

柴田 三乃